

ねやがわし の環境

令和元年度版
(平成 30 年度報告)

寝屋川市環境部

寝屋川市民憲章

(昭和48年5月3日制定)

(前文)

わたくしたちは、河内平野にひろがり歴史と伝統をもつ寝屋川市の市民です。

わたくしたちは、明るく豊かに生きがいのあるまちをつくるために、日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとにこの憲章を定めます。

これによって、わたくしたち市民の自治精神が強化され、お互いの連帯意識が高められ、寝屋川市が急激な市街化による弊害から守られて、さらに繁栄することを、わたくしたちは期待します。

(本文)

- 1 わたくしたちは、誇りと責任をもって恒久の平和を愛し、寝屋川市を愛します。
- 1 わたくしたちは、教養をふかめ、教育と文化との香り高いまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いの人権を尊重し、よく話しあい、理解しあい、譲りあってうるおいのあるまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、老人を敬愛し、子どもを大切に、青少年がすこやかに夢と希望をのぼしうる暖かいまちづくりにつとめます。
- 1 わたくしたちは、お互いに公共心をやしない、美しい緑と水をとりもどし、公害のない清潔なまちづくりにつとめます。

目 次

第1章 市の概要

第1節	位置・地勢	1
第2節	気候	2
第3節	人口	2
第4節	産業	3
第5節	道路・交通	4
第6節	都市計画区域区分及び用途地域の割合	5

第2章 環境行政の概要

第1節	環境行政機構図	7
第2節	寝屋川市の環境行政のあゆみ	8

第3章 大気汚染・悪臭

第1節	大気汚染に係る環境基準	11
第2節	大気汚染の現状	11
第3節	自動車排ガス対策	14
第4節	光化学スモッグ	15
第5節	微小粒子状物質	16
第6節	酸性雨	17
第7節	大気汚染の対策	17
	1. 大気汚染防止法による規制	
	2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制	
	3. その他	
第8節	悪臭	18
	1. 悪臭の現状	
	2. 悪臭の対策	

第4章 水質汚濁

第1節	水質汚濁に係る環境基準	21
第2節	水質汚濁の現状	21
	1. 寝屋川市内の河川・水路	
	2. 河川水路汚濁調査	
第3節	水質汚濁の対策	25
	1. 水質汚濁防止法による規制	
	2. 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制	
	3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制	
第4節	地下水汚染	26
第5節	専用水道・簡易専用水道	27
	1. 専用水道	
	2. 簡易専用水道	

第5章 騒音・振動

第1節 騒音に係る環境基準	29
第2節 騒音の現状	29
1. 環境騒音測定調査	
2. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査	
第3節 騒音・振動苦情の現状	33
1. 工場・事業場からの騒音・振動	
2. 建設作業の騒音・振動	
3. 生活騒音	
4. カラオケ騒音	
5. 低周波音	
第4節 法律・条例等に基づく規制	34
1. 工場・事業場に係る騒音・振動の規制	
2. 特定建設作業	
3. 自動車騒音・道路交通振動	

第6章 地盤環境

第1節 地盤沈下	37
1. 地盤沈下の現状	
2. 寝屋川市の地盤沈下	
第2節 土壌汚染	38

第7章 化学物質

第1節 ダイオキシン類	39
1. ダイオキシン類とは	
2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制	
3. ダイオキシン類測定調査	
第2節 アスベスト	41

第8章 廃棄物（ごみ・し尿）

第1節 ごみの現状と取組	43
1. ごみ減量・資源化の推進	
2. 具体的な取組	
3. ごみ処理の状況	
4. クリーンセンターの現状	
5. 北河内4市リサイクルプラザ	
第2節 し尿	50

第9章 環境の苦情・陳情

第1節 公害の苦情・陳情状況	53
第2節 その他の苦情・陳情状況	55
1. 空き地・空き家に関する苦情件数	
2. 犬に関する苦情・相談件数（大阪府動物愛護管理センター四條畷支所）	
3. そ族昆虫駆除に関する相談件数（寝屋川保健所）	

第10章 環境啓発と学習

第1節 環境啓発と環境学習	57
1. 環境美化の推進	
2. 寝屋川市環境フェア	
3. 美しいまちづくり表彰	
4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会	
5. こどもエコ・クラブ	
6. 出前講座	
7. 関係団体における主な環境保全の取組	
8. 国・府等表彰	

第11章 地球環境

第1節 地球環境問題	69
第2節 地球温暖化防止	69
1. 地球温暖化に関する最新情報	
2. 地球温暖化	
3. 地球温暖化防止対策	
第3節 オゾン層の破壊	72
1. オゾン層の破壊	
2. オゾン層の保護対策	
第4節 環境保全の取組	72
1. 環境基本計画	
2. 寝屋川市環境基本計画（改定版）の策定	
3. 第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果	
4. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定	
5. 太陽光発電システム設置補助制度	

第12章 生物多様性の保全

第1節 生物多様性	77
第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組	78
1. 寝屋川市の現状	
2. 寝屋川市の取組	
3. 生物多様性の今後の取組	

資料編	81
-----------	----

第1章 市の概要



◇新寝屋川八景「淀川河川公園」

市民投票第1位であり、市民からの絶大な支持があります。総合的な施設として多目的かつ手軽に利用できるうえ、景観的にも市内の他には無い広大さが体感でき、季節によっては堤防上の茨田の堤碑（太間付近）あたりから眺める仁和寺鳥飼大橋に絡む夕照などのコントラストも素晴らしいものがあります。

第1章 市の概要

第1節 位置・地勢

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸（上流から下流を見て左側）に位置し、大阪市の中心から15km、京都市域の中心から35kmの距離にあります。南北は7.22km、東西は6.89kmに広がり、面積は24.70km²になります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境にして高槻市、摂津市に接し、南部は守口市と門真市、大東市、四條畷市、北部は枚方市に隣接し、北河内地域の中心部に位置しています。

寝屋川市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大きく分けることができます。東部丘陵地帯は生駒山系の一部で、海拔は約50m、西部平坦部はおもに沖積層からなる海拔2～3mの平地で北河内の低湿地帯とよばれています。最高点は石宝殿古墳周辺で109.6m、最低点は深北緑地内で0.1mです。

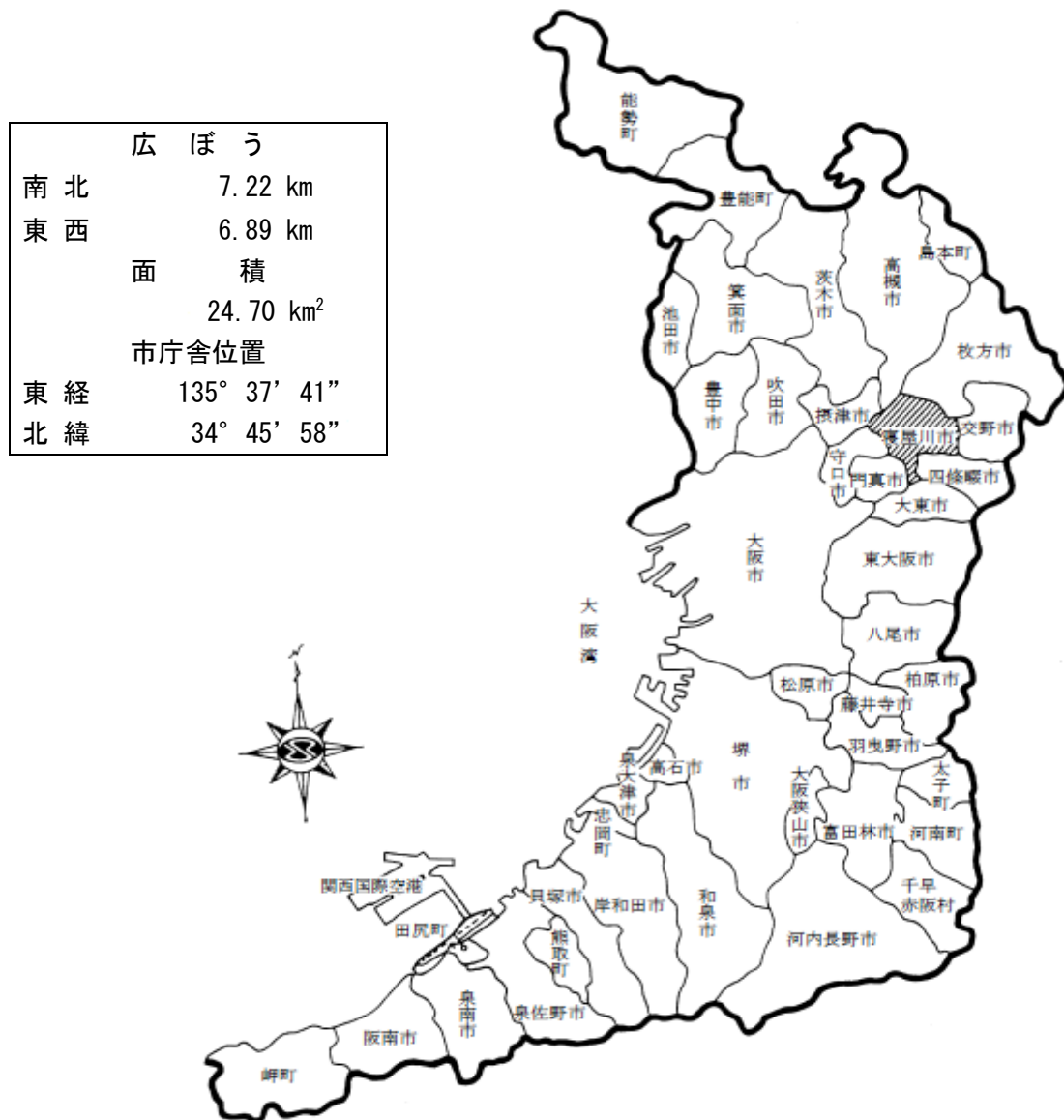


図 1.1.1 寝屋川市の位置・地勢

第2節 気 候

寝屋川市は淀川流域を中心とした平坦地で、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、寒さを防ぎ比較的温和で四季おだやかな瀬戸内式気候に恵まれています。

平成30年度の中央高齢者福祉センター内にある成田局における気温は、最高39.2℃、最低-0.7℃、平均17.4℃で、湿度の平均は67.0%でした。詳細な調査結果は資料編(P.81)に示すとおりです。

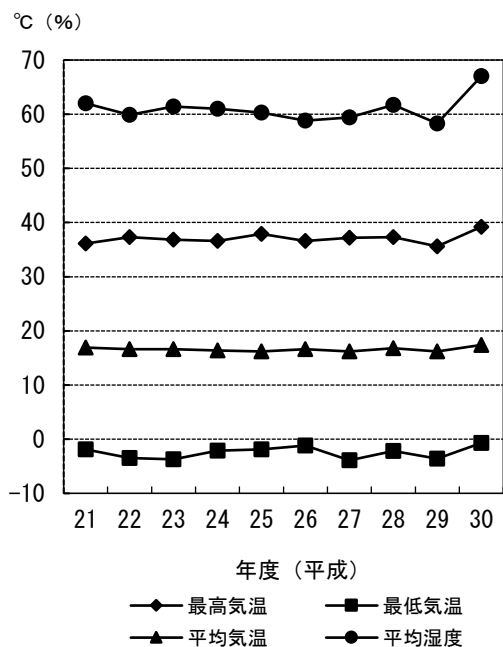


図 1.2.1 年別気象概況

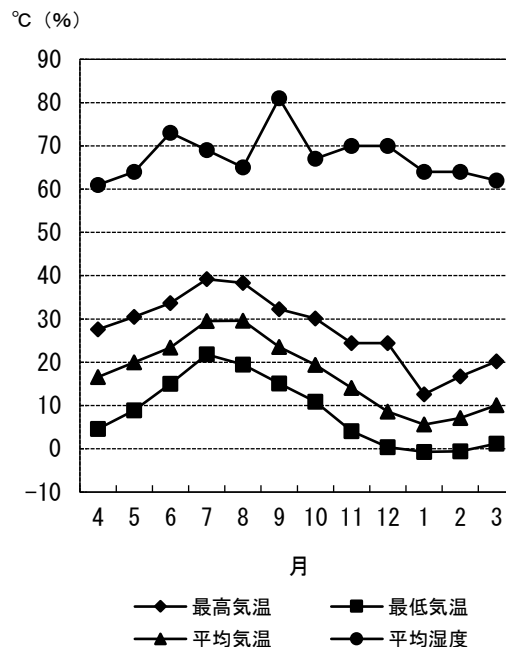


図 1.2.2 月別気象概況

第3節 人 口

寝屋川市の人口は、昭和26年の市政施行当時31,887人、世帯数7,125世帯でしたが、平成30年10月1日現在の人口は233,897人、世帯数は109,511世帯です。

昭和50年までの著しい人口増加は昭和35年からの高度成長を背景にした社会増であり、昭和50年以降はほぼ横ばいの状態でしたが、近年はゆるやかな減少傾向を示しています。また、世帯数は年々増加傾向にあります。

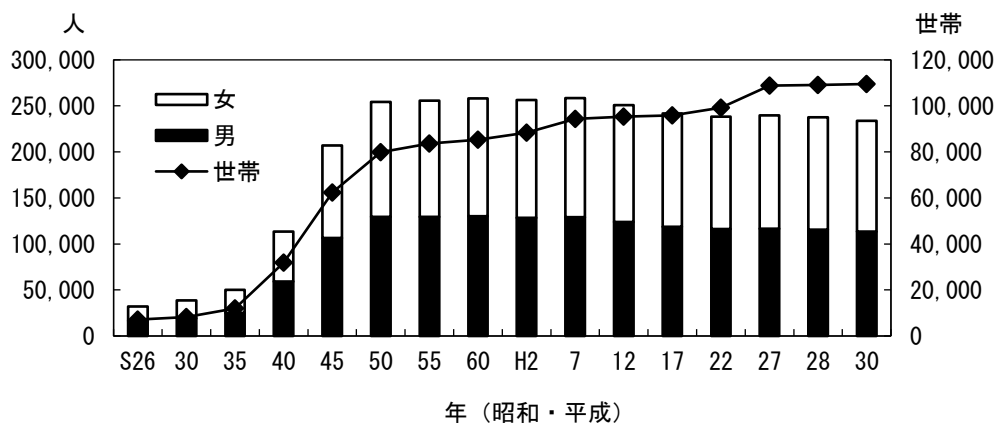


図 1.3.1 寝屋川市の人口の推移

第4節 産 業

平成28年6月1日現在の経済センサス-活動調査によると、寝屋川市における従業員4人以上の事業所数は228社、従業者数7,835人、製造品出荷額等16,119,695万円となっています。

業種別事業所数では、金属製品製造業が第1位(38社)です。以下、生産用機械器具製造業(32社)、プラスチック製品製造業(25社)と続いています。

次に、業種別製造品出荷額等では輸送用機械器具製造業が第1位(3,308,320万円)です。以下、食料品製造業(2,532,675万円)、プラスチック製品製造業(1,836,880万円)となっています。

また、大阪府による工業統計調査によれば事業所数・従業者数・製造品出荷額等ともに近年は減少傾向にあります。経年変化は、資料編(P.82)に示すとおりです。

表1.4.1 産業分類別データ

産 業 分 類	事業所数 (社)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食料品製造業	8	912	2,532,675
飲料・たばこ・飼料製造業	-	-	-
繊維工業	13	170	210,319
木材・木製品製造業(家具を除く)	-	-	-
家具・装備品製造業	6	278	748,819
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	151	463,435
印刷・同関連業	14	338	706,739
化学工業	10	444	1,020,825
石油製品・石炭製品製造業	3	43	500,176
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	25	695	1,836,880
ゴム製品製造業	3	53	235,281
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	5	-
窯業・土石製品製造業	2	25	X
鉄鋼業	1	34	X
非鉄金属製造業	3	64	24,544
金属製品製造業	38	957	1,411,266
はん用機械器具製造業	17	603	994,352
生産用機械器具製造業	32	455	701,158
業務用機械器具製造業	6	169	231,101
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	113	179,518
電気機械器具製造業	21	360	334,974
情報通信機械器具製造業	2	26	X
輸送用機械器具製造業	7	1,764	3,308,320
その他の製造業	9	176	457,756
計	228	7,835	16,119,695

※表中「X」は経済センサスにおいて、数値が公表されていないものです。

資料：経済センサス-活動調査(経済産業省)

第5節 道路・交通

寝屋川市域の主な交通網は、本市を縦断する西部平坦地帯の中心部の京阪電鉄及び東部丘陵地帯のJR学研都市線の2本の鉄道と、これらの各駅からのバス路線網であり、市内の大量輸送機関として重要な地位を占めています。

また、主要道路網は、本市の西端部を流れる淀川沿いに国道1号及び国道1号に平行して府道京都守口線、さらに国道170号が高槻市から淀川を越えて国道1号と交差して大東市へと続いています。平成22年3月には第二京阪道路が開通しました。

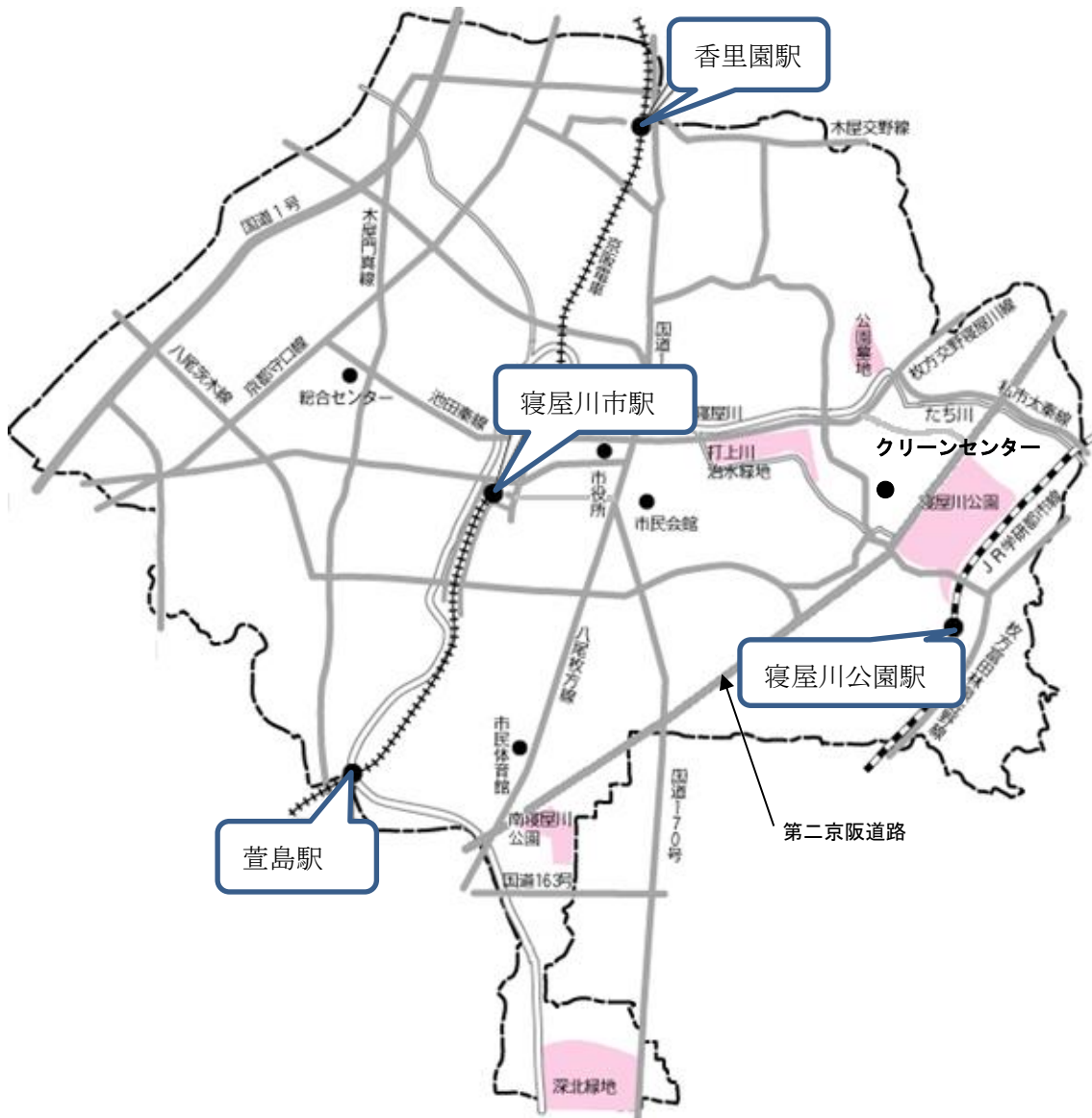


図 1.5.1 寝屋川市の主な道路

第6節 都市計画区域区分及び用途地域の割合

都市には、静かな住宅地としてふさわしいところ、商業地としてにぎやかなところ、また工業地域など、それぞれの地域に適した建築物の用途があり、もしこれらの地域の特徴を無視して、建築主の勝手気ままな土地利用を認めると、無秩序な街がつけられ社会における良質な共同生活の場が保たれなくなります。

たとえば、静かな住宅地に工場が出来たりすると、騒音、振動、粉じん、ばい煙、悪臭、水質汚濁などにより住宅地としての環境を害するばかりでなく付近住民にも迷惑がかかります。こうしたことを防ぎ、土地を有効に利用するため、それぞれの土地に応じた建築物の用途を規制することが必要となり、そのため都市計画法により用途地域を定め、建築基準法により、各用途地域に応じた具体的な建築物の用途の制限を行い、明るい、健康で活気ある都市づくりをめざしています。

平成31年3月時点の寝屋川市の都市計画区域区分及び用途地域の面積・割合は次のとおりです。

表 1.6.1 都市計画区域区分及び用途地域の面積・割合

区 域 区 分	面積 (ha)	割合 (%)
市 街 化 区 域	2,162	87.5
市 街 化 調 整 区 域	308	12.5
計	2,470	100.0

用 途 地 域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	145	6.8
第一種中高層住居専用地域	382	17.7
第二種中高層住居専用地域	355	16.4
第一種住居地域	410	19.0
第二種住居地域	166	7.7
準住居地域	19	0.9
近隣商業地域	126	5.8
商業地域	19	0.9
準工業地域	523	24.2
工業地域	18	0.8
計	2,162	100.0

※上記数値は概数値である。また、用途地域の面積等は四捨五入のため合計数値と一致していない。

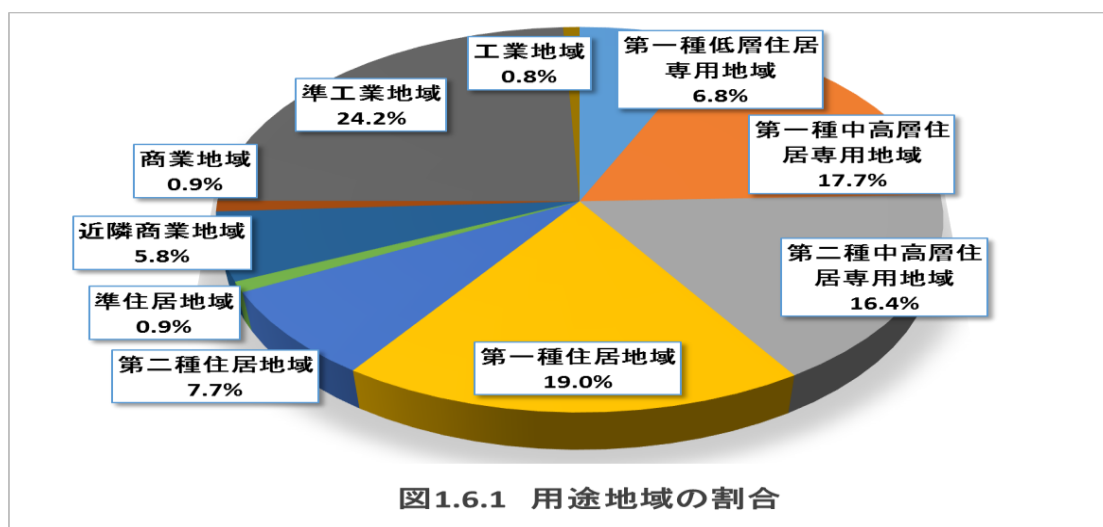


図1.6.1 用途地域の割合

第2章 環境行政の概要



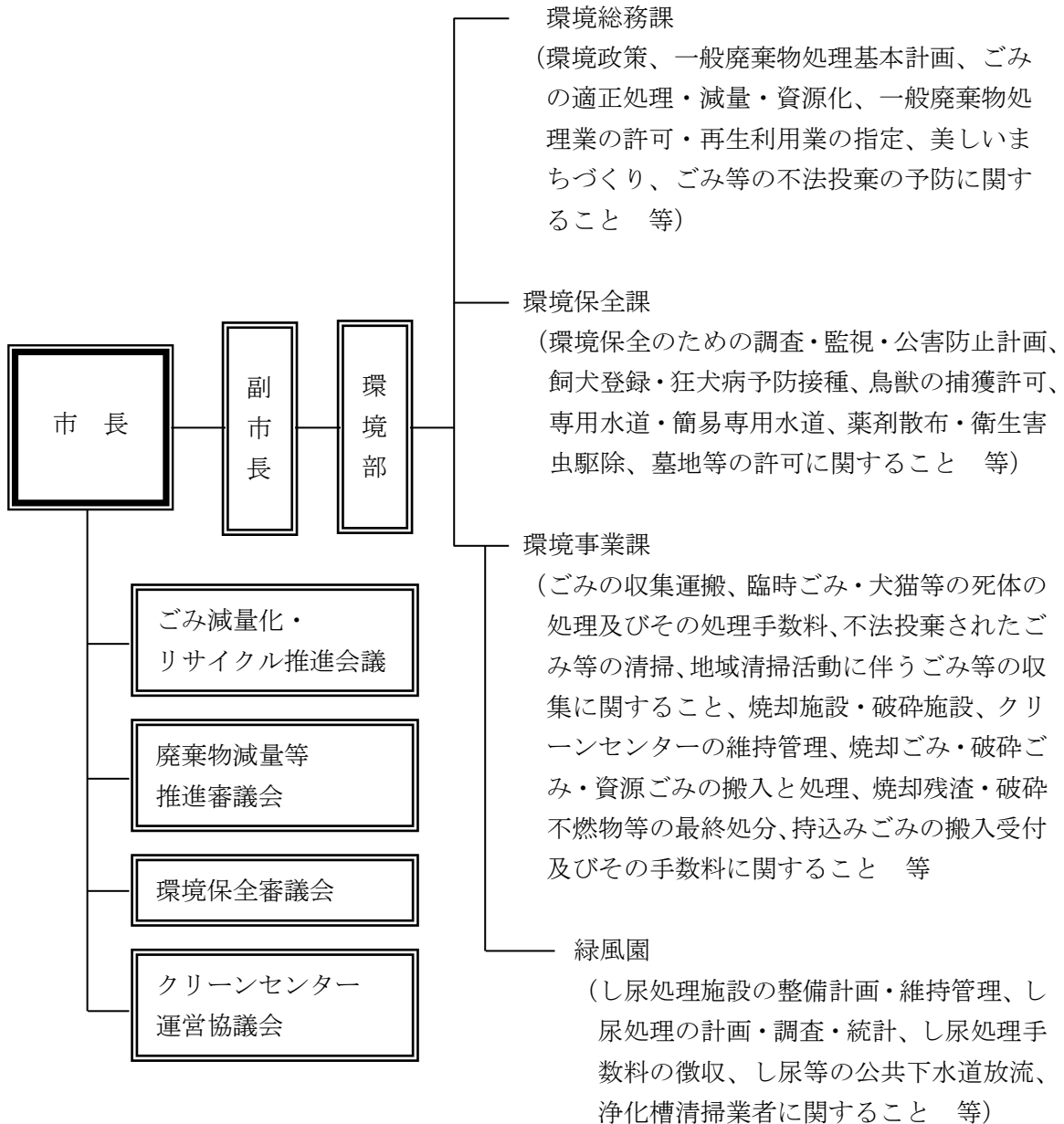
◇新寝屋川八景「寝屋川公園」

丘陵地に各施設がバランス良く配置され、周囲を豊かな自然に囲まれている環境は素晴らしいです。緑の豊かさや、打上川などの自然と人工構造物との関わりも景観的に融合している点で独自の趣があります。

第2章 環境行政の概要

第1節 環境行政機構図

(平成30年4月1日現在)



第2節 寝屋川市の環境行政のあゆみ

年 月	主 要 事 項
S43. 4	公害関係事務が産業課商工係の所管となる
4	二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定を開始（市内6地点）
5	東大阪地域地盤沈下総合対策連絡協議会を結成・参加
S44. 1	環境騒音の測定を開始
4	騒音・振動関係事務が事務委任される
5	公害関係事務が産業課庶務係の所管となる
5	産業課に公害対策係が発足する
S45. 3	河北7市で河北公害行政研究協議会を結成・参加
4	機構改革により民生部公害対策室が発足
4	市議会に公害対策特別委員会が設置される
12	大阪府が市役所屋上に大気固定監視局を設置
S46. 5	寝屋川市公害対策連絡協議会を設置
6	機構改革により総務部公害対策課となり、対策係と調査指導係を設置
S47. 4	寝屋川市公害監視モニターを設置
5	機構改革により生活環境部公害対策課となる
5	市内河川水路の環境基準項目の測定を開始
5	悪臭関係事務が事務委任される
6	寝屋川市光化学スモッグ発生時対策実施要綱を制定
S48. 7	公害観測車「あおぞら号」による観測を開始
S49. 4	寝屋川市公害防止に関する指導要綱を制定
4	寝屋川市公害防止資金融資制度を開始
S55. 4	寝屋川市環境美化条例を制定
S59. 5	機構改革により市民生活部公害室となる
5	生活環境審議会を設置
S60. 3	寝屋川市公害監視モニターを廃止し、市政モニターとして移管
S61. 6	機構改革により環境保全課となる
6	生活環境審議会を廃止し、環境保全審議会を設置
6	寝屋川市ラブホテル建築規制条例が環境保全課の所管となる
S61. 10	公害観測車「あおぞら号」を廃止し、固定観測局として成田局を設置する

年 月	主 要 事 項
H2. 7	「寝屋川市の環境保全のあり方」を策定
H3. 5	機構改革により公害規制係が公害対策係となる
5	カラオケボックス指導要綱が環境保全課の所管となる
H5. 8	電気自動車（公害パトロール車）を導入
H8. 4	機構改革により環境部環境保全課となり、環境衛生係が新設され、環境保全係、公害対策係との3係となる
H11. 4	水質関係事務が事務委任される
H12. 4	機構改革により環境保全課から環境政策課となる
H13. 2	寝屋川市役所温暖化防止実行計画を策定
4	特例市に移行するのに伴い、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準を策定
H14. 2	寝屋川市環境基本計画を策定
H15. 2	土壌汚染対策法が施行され、市の事務となる
2	寝屋川市グリーン調達方針を策定
H16. 3	東大阪地域地盤沈下総合対策連絡協議会を脱退
H17. 4	寝屋川市環境美化条例を廃止し、寝屋川市美しいまちづくり条例を制定
4	第2期寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定
H19. 4	鳥獣の飼養の登録事務等、鳥獣の捕獲等の許可等が事務委任される
H21. 12	寝屋川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱を制定
H22. 2	寝屋川市公害防止資金融資制度を廃止
4	第二京阪道路開通に伴い監視局2局を設置
4	第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定
H23. 3	寝屋川市環境基本計画を改定
H24. 4	専用水道、簡易専用水道、特設水道関係事務が事務委任される
4	寝屋川市簡易専用水道管理運営指導要綱を制定
4	大気汚染防止法が改正され、一般粉じん関係事務が市の事務になる
4	環境基本法の騒音に係る地域の指定が市の事務になる
9	寝屋川市地球温暖化対策地域計画を策定
H25. 4	機構改革により環境政策課から環境推進課になる
H27. 4	動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置事務が事務委任される

年 月	主 要 事 項
H27. 4	獣医師法に基づく獣医師の届出受理事務が事務委任される
4	薬剤散布・衛生害虫駆除、墓地等の許可に関することが環境推進課の所管となる
H28. 3	第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画を策定
4	深夜営業関係事務が市の事務になる
8	寝屋川市動物愛護推進員設置要綱を制定
8	寝屋川市動物愛護推進協議会設置要綱を制定
H29. 3	寝屋川市愛護動物譲渡会に関する要綱を制定
H30. 4	機構改革により環境推進課から環境保全課になる

第3章 大気汚染・悪臭



◇新寝屋川八景「太秦高塚古墳」

直径 35m、高さ 6m の規模。古墳時代中期後半（5 世紀後半）では北河内域最大の円墳です。市指定史跡として市が整備を行い、日常的な管理も十分になされており、ビジュアル的にも 350 本以上の埴輪のレプリカの配置が美しさを引き立てています。

第3章 大気汚染・悪臭

第1節 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められています。具体的な基準の内容は資料編（P.83）に示すとおりです。

第2節 大気汚染の現状

寝屋川市域における大気汚染の測定は、大阪府が設置している寝屋川市役所局（本町）、及び寝屋川市が設置している成田局（成田町）並びに第二京阪道路沿道の寝屋南局（寝屋南2丁目）及び小路局（小路北町）において実施しています。

寝屋川市役所局・成田局の大気汚染の状況を経年変化でみると、おおむね横ばい傾向にあります。また第二京阪道路による影響については引き続き監視をしていきます。

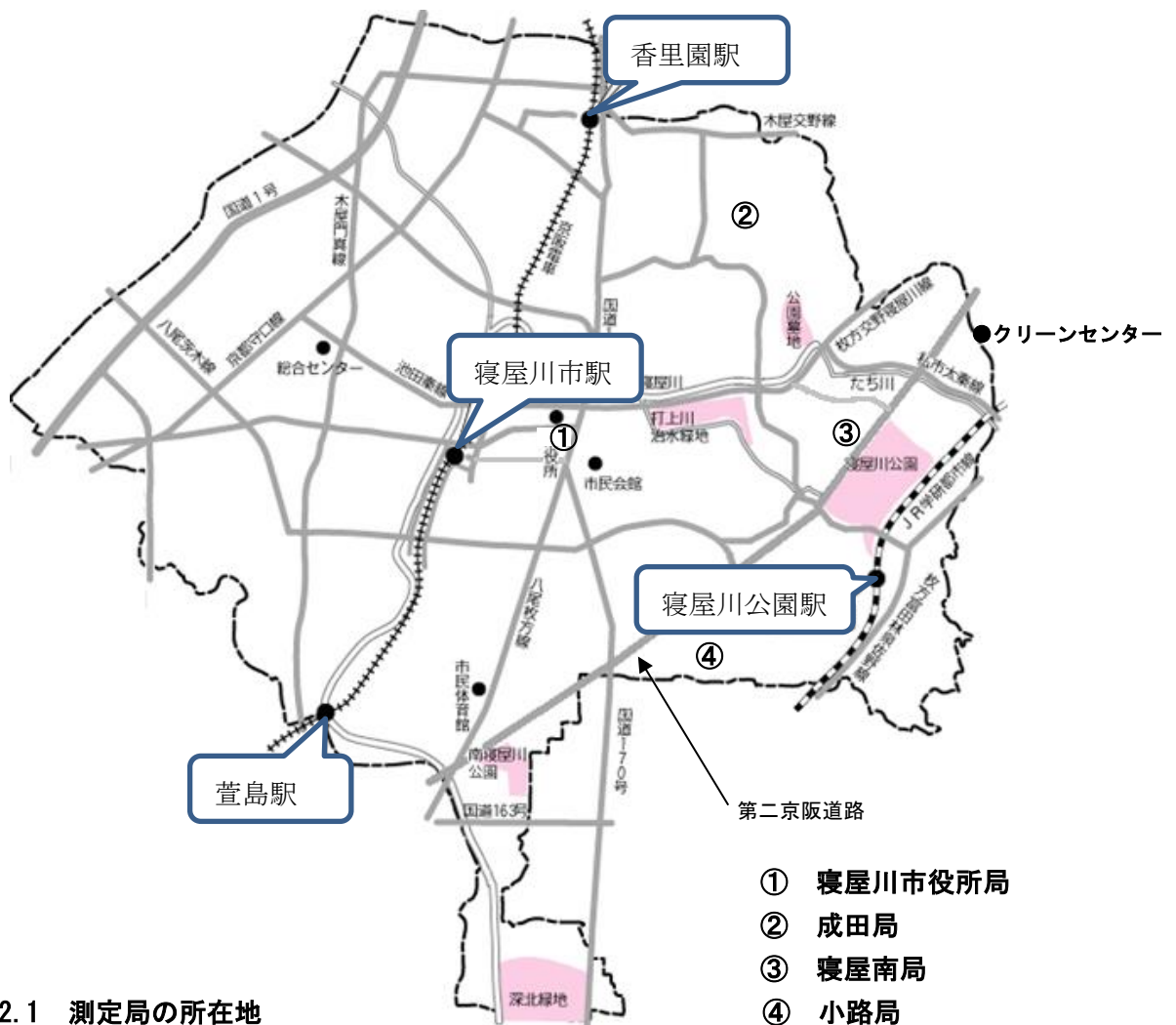


図 3.2.1 測定局の所在地

平成 30 年度の各測定局における測定結果やその推移は、以下の表とグラフのとおりです。但し、表の数値は平均値であり環境基準と直接比較できるものではありません。各測定局の詳細な測定結果については資料編 (P. 90～) に示すとおりです。各物質についての説明は、資料編「16. 用語の解説」(P. 154～) に示すとおりです。

表 3.2.1 大気汚染測定結果

測定局	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	浮遊粒子状物質 (SPM) mg/m ³	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) μg/m ³	光化学オキシダント (O _x) ppm	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm	一酸化炭素 (CO) ppm
寝屋川市役所局	0.014	0.017	10.8	0.034	-	-
成田局	0.011	0.020	-	0.033	0.002	0.3
寝屋南局	0.015	0.018	-	-	-	-
小路局	0.016	0.017	-	-	-	-

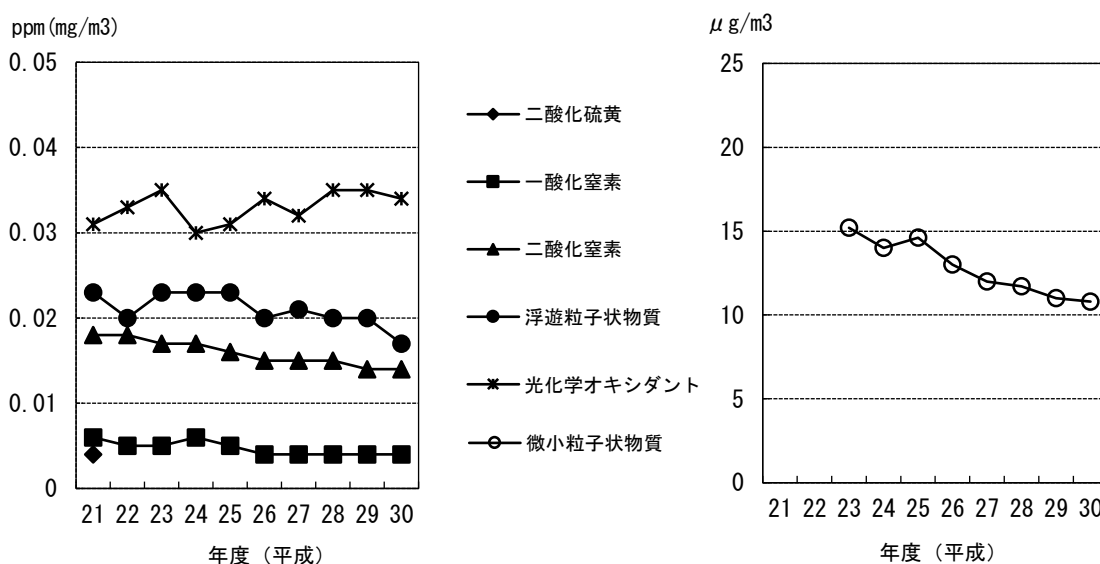


図 3.2.2 大気汚染測定結果の推移 (寝屋川市役所局)

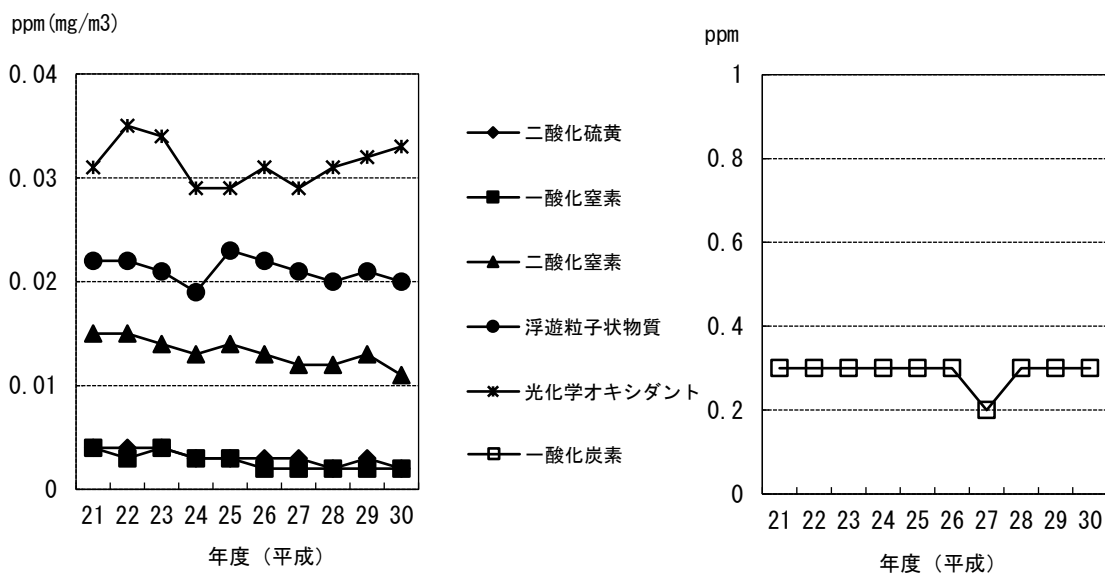


図 3.2.3 大気汚染測定結果の推移 (成田局)

表 3.2.2 平成 30 年度における大気汚染に係る環境基準達成状況

測定局	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学オキシダント (Ox)	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)
寝屋川市役所局	○	長○ 短○	長○ 短○	×	-	-
成田局	○	長○ 短○	-	×	長○ 短○	長○ 短○
寝屋南局	○	長○ 短○	-	-	-	-
小路局	○	長○ 短○	-	-	-	-

(○は達成、×は未達成、-は未測定)

また、これらの測定局による大気汚染の測定とは別に、市域の二酸化窒素濃度の把握のために簡易測定を実施しています。平成 30 年度の測定結果は次の表のとおりです。

表 3.2.3 二酸化窒素簡易測定結果

No.	測定地点	春季	夏季	秋季	冬季
		H30.5.17	H30.8.23	H30.11.22	H31.3.13
1	寝屋川市役所局	-	3.0	-	9.0
2	成田局	-	1.3	-	7.7
3	寝屋南局	-	5.2	-	11.1
4	小路局	-	1.8	-	17.7
5	宇谷小学校	-	2.3	-	8.3
6	寝屋川公園	-	2.1	-	15.6
7	楠根配水場	-	2.8	-	8.2
8	楠根小学校	-	6.4	-	11.0
9	しらゆり保育園	-	4.1	-	9.2
10	第七中学校	-	4.5	-	9.3
11	緑風園	-	5.5	-	11.3
12	堀溝小学校	-	4.1	-	10.6
13	第八中学校	-	5.7	-	11.3
14	第九中学校	-	3.7	-	8.0
	最大値	-	6.4	-	17.7
	最小値	-	1.3	-	7.7
	平均値	-	3.8	-	10.6

※春季及び秋季の測定結果は信頼性が低いとため欠測としています。

※冬季の測定は悪天候が続いたため、例年より遅い時期に測定しています。

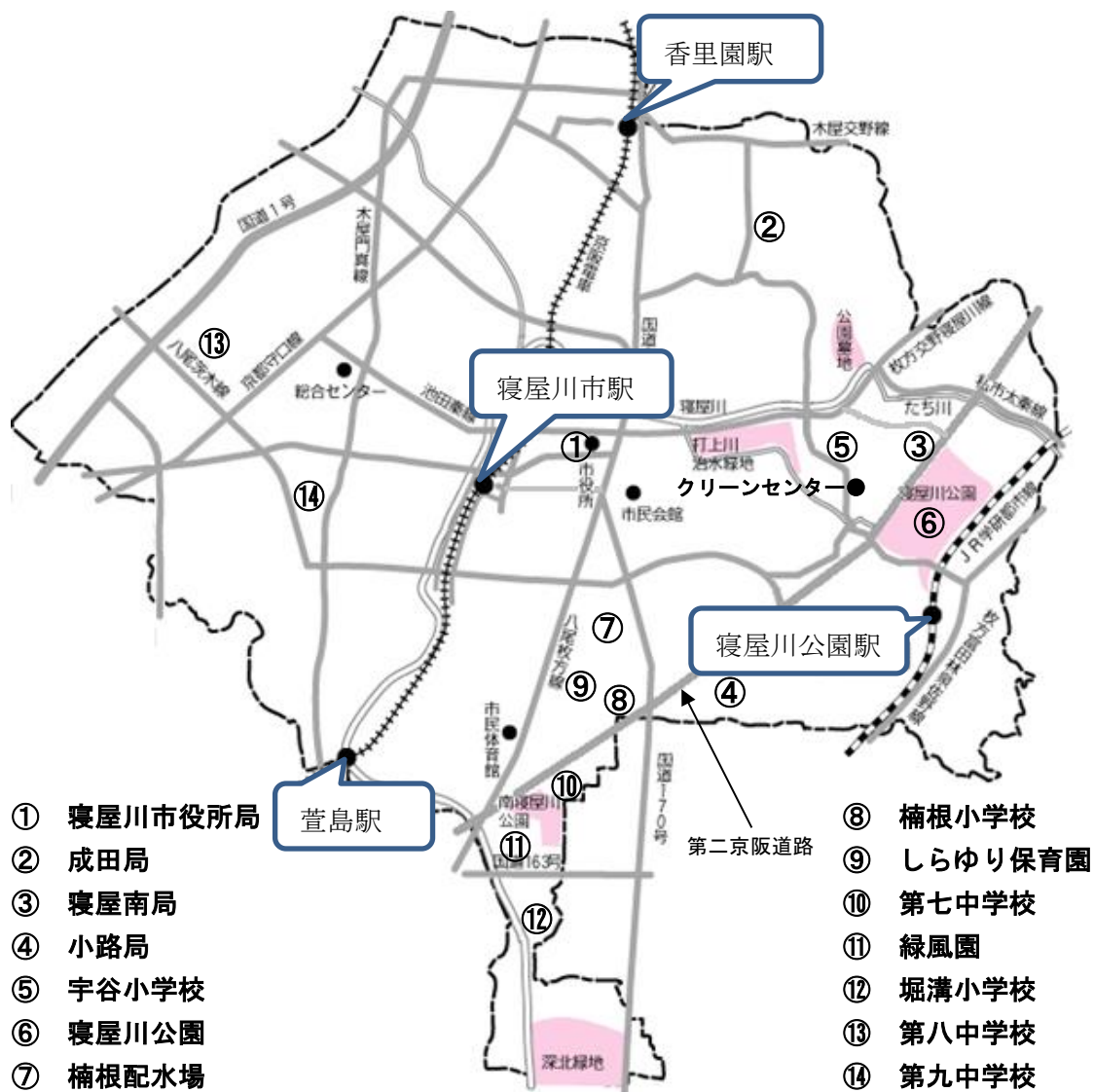


図 3.2.4 二酸化窒素簡易測定地点

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 3 節 自動車排ガス対策

車のアイドリングは大気汚染や騒音の発生だけでなく、地球温暖化の原因でもあります。大阪府下では、平成 10 年 7 月 1 日から大阪府生活環境の保全等に関する条例により駐車時におけるアイドリングは禁止されています。主な内容は、以下の 3 つです。

- ①ドライバーは、駐車時にはアイドリングを停止してください。
- ②事業者は、従業員に対してアイドリングを停止するよう指導してください。
- ③駐車場管理者は、利用者に対してアイドリングの停止の指導に努めてください。

また、500 m²以上の駐車場の管理者はアイドリングの停止を周知してください。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第4節 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生しやすくなります。

寝屋川市では、大阪府より光化学スモッグ予報等の発令通知を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。平成30年度の発令回数は、大阪府域については、予報発令9回（東大阪地域5回）注意報発令5回（東大阪地域4回）でした。発令回数の経年変化は資料編（P.97）に示すとおりです。

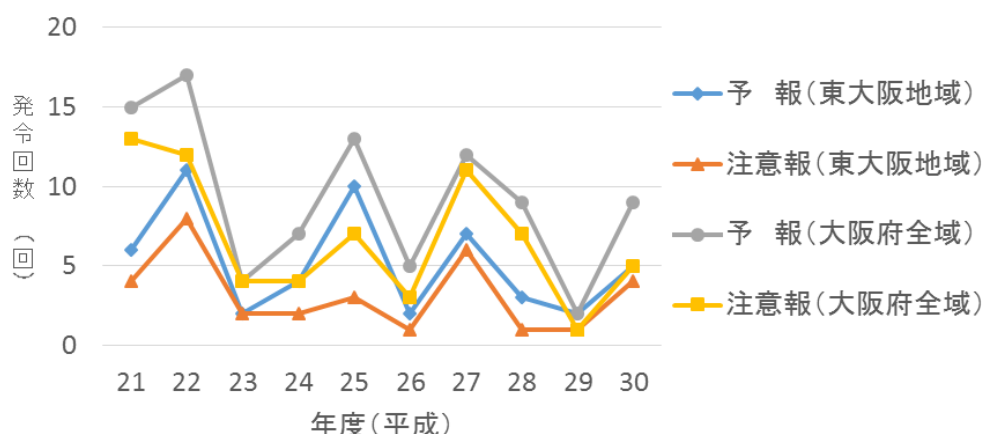


図 3.4.1 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

表 3.4.1 オキシダント緊急時発令基準

区分	発令基準	解除等の基準
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08 ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12 ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき、なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24 ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認められるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40 ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	大気の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気の状態が回復すると認めるとき。

表 3.4.2 オキシダント緊急時発令地域区分

地域の区分		市 区 町 村
略 称	地域の名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区, 都島区, 福島区, 此花区, 中央区, 西区, 港区, 大正区, 天王寺区, 浪速区, 東成区, 生野区, 阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区, 淀川区及び東淀川区並びに豊中市, 吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区, 城東区及び鶴見区並びに守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区, 住吉区, 東住吉区, 及び平野区並びに堺市, 泉大津市, 松原市, 和泉市, 羽曳野市, 高石市, 藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市, 高槻市, 枚方市, 茨木市, 箕面市, 島本町, 豊能町及び能勢町
6の地域	南河内地域	富田林市, 河内長野市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市, 貝塚市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 熊取町, 田尻町及び岬町

第5節 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下の粒子をいいます。PM_{2.5} は粒径が非常に小さく人の肺胞まで届いてしまうため、粒径 10 μm 以下の粒子をあらわす浮遊粒子状物質（SPM）よりも害を及ぼす危険性が高いと考えられ、SPMとは別の指標として環境基準が定められています。

寝屋川市では、大阪府より注意喚起情報を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。平成 30 年度の発令は、ありませんでした。

表 3.5.1 PM_{2.5} 注意喚起判断方法

地 域	市 区 町 村
大阪市	大阪市
堺市	堺市
北摂	豊中市, 池田市, 吹田市, 高槻市, 茨木市, 箕面市, 摂津市, 島本町, 豊能町及び能勢町
北・中河内	守口市, 枚方市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 門真市, 東大阪市, 四條畷市及び交野市
南河内	富田林市, 河内長野市, 松原市, 柏原市, 羽曳野市, 藤井寺市, 大阪狭山市, 太子町, 河南町及び千早赤阪村
泉州	岸和田市, 泉大津市, 貝塚市, 泉佐野市, 和泉市, 高石市, 泉南市, 阪南市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町及び岬町
<p>上記 6 地域のうち、朝（午前 5 時、6 時、7 時）の 1 時間値の平均値の 2 番目に大きい値が 85 μg/m³ を超えた地域が一つでもあった場合、または昼（午前 5 時～12 時）の 1 時間値の平均値の最大値が 80 μg/m³ を超えた地域が一つでもあった場合に、注意喚起を行う。</p>	

第6節 酸性雨

酸性雨を表す指標にpH（水素イオン濃度）が使われます。中性はpH7で、pHが7より小さいと酸性、大きいとアルカリ性です。雨のpHは、二酸化炭素以外の酸性物質の影響を受けない場合、大気中の二酸化炭素で飽和され、およそpH5.6となりますので、通常pH5.6以下の雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因物質は、主として石油、石炭の化石燃料を燃焼させたときに、大気中に放出された二酸化硫黄や窒素酸化物等と考えられています。これらは、大気中や雨水中で酸化され硫酸や硝酸となり、雨のpHを低下させることとなります。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第7節 大気汚染の対策

1. 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質を発生するボイラー等のばい煙発生施設、気体である有機化合物を排出する塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、粉じんを発生するベルトコンベア等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する作業・発生施設を規制対象としています。

このうち、ばい煙発生施設については施設ごとの排出基準を、さらに一定規模以上の工場・事業場から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制基準を定めています。

また、一般粉じん発生施設については、構造・使用管理に関する基準、特定粉じん発生施設を設置する工場等には、敷地境界線における石綿濃度の許容限度を定めています。

近年、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出されており、その長期暴露による健康影響が懸念されています。

そのような健康影響を未然に防止するための有害大気汚染物質対策が求められるようになり、平成8年5月には有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、大気汚染防止法が改正されました。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質、優先的に取り組むべき22物質（優先取組物質）及びトリクロロエチレンをはじめとする、早急に抑制すべき3物質（指定物質）が定められました。

また、平成9年8月の大気汚染防止法施行令改正によりダイオキシン類が指定物質に追加されました。その後、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、指定物質からは外れました。さらに平成22年10月には有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質が248物質、優先取組物質が23物質に見直されました。

アスベストの規制については、平成17年から規制が強化されました。大気汚染防止法施行令および施行規則の改正が平成18年3月に施行され、特定建築材料の追加、作業基準の強化等が定められました。また、平成25年6月の法改正で届出義務者の変更、解体工事等

の事前調査及び説明の義務付け等が盛り込まれました。

大気汚染の状況がまだまだ深刻な浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、揮発性有機化合物（VOC）もその1つで排出規制が平成18年4月1日より開始されました。

VOCの排出を抑制するため自動車からの炭化水素類の排出規制に加え、工場・事業場に設置されVOCの排出量が多く特に規制が必要な「揮発性有機化合物排出施設」も定められました。

2. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質と定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備、構造、使用、管理基準、原料使用基準を定めています。

また、光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである揮発性有機化合物の排出を抑制するため、給油施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設等の施設に対しては、設備基準、原料使用基準を定めています。特に大規模塗装工場に対する揮発性有機化合物の排出に関しては、工場全体の許容排出量を定めています。

アスベストに関しては、届出対象の拡大、事前調査の義務付け、作業実施基準の強化を定めています。

3. その他

窒素酸化物について、平成24年4月1日から「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき、施設の種類や規模に応じた窒素酸化物排出濃度の推奨ガイドライン値が定められています。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第8節 悪 臭

1. 悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質として、快適さを求める家庭生活に支障を生じさせるものです。また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等により大きく左右され、相当個人差があります。

2. 悪臭の対策

悪臭の規制については、悪臭防止法に基づいて不快な臭いの原因となり生活環境を損なう恐れのある悪臭物質（アンモニア等の22物質）を指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制しています。

寝屋川市は、事業場の敷地境界線における規制基準（資料編P.98）を定め、市内全域を規制対象として指定しています。また、悪臭問題の解決のため、法令等に基づく規制のほ

か発生工場・事業場に立入検査を行い改善指導に努めています。

第4章 水質汚濁



◇新寝屋川八景「友呂岐緑地」

「友呂岐用水路」と「二十箇用水路」の統廃合によりできた空地が活用され、昭和49年に市民のやすらぎと憩いの場として生まれ変わりました。さらに駅前の「せせらぎ親水公園」を関連エリアとしてまとめ、北は桜木町から、南は中神田町・下神田町へと市内中心部を南北に約3.5km貫く、総面積約4.8ヘクタールの緑地帯の一連の散策路は、春の桜をはじめ四季を通じての自然の美しさを体感できます。

第4章 水質汚濁

第1節 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、国は環境基本法第16条に基づき、水質汚濁について、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という）の二つを定めています。

前者の健康項目は、原則的に全公共用水域及び地下水につき一律に定められていますが、後者の生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されています。詳細な基準の内容は資料編（P.99～）に示すとおりです。

第2節 水質汚濁の現状

1. 寝屋川市内の河川・水路

寝屋川市には、市名のごとく代表的な河川として寝屋川があり、その他に古川等が流れています。また、大小さまざまな水路は、かつては農業用水路として縦横に流れており、身近な水辺として親しまれていましたが、宅地や工場の増加、農地の減少とともに、工場排水や生活排水による汚濁が進み、悪臭が発生し、そのため下水溝のようになってしまったものや道路拡幅のために暗渠になってしまったものもあります。

以前は、水質汚濁の大部分は工場からの排水が占め住宅街の中を流れる小さな水路などはコンクリートで囲われているところが多いため自然浄化能力が減少し、水質汚濁に拍車をかけていましたが、工場・事業所に対する規制の強化や公共下水道の普及にともなって河川や水路の水質は大幅に改善されてきています。

同時に生活排水等が下水管に流されるため、水路等の水量が減少してきており、本来の水辺としての役割を果たさなくなってきましたが、一部の水路や河川ではコイやフナ、そのほかの水生物が見られるようになってきました。

（1）寝屋川

寝屋川は寝屋川市から門真市、大東市を経て大阪市へと流れています。市では昭和46年度から水質汚濁調査を開始し、水質汚濁防止法政令市となった平成11年度から萱島橋で調査回数を増やし年12回行っています。

平成30年度は、萱島橋（環境基準点）及び清水橋（準基準点）ともに、生活環境項目及び健康項目について全ての項目が環境基準以下でした。

（2）古川水路及び古川

寝屋川市から門真市を経て大阪市に入り寝屋川と合流します。水質改善のため、寝屋川の水を浄化用水として引き込んでいます。

（3）幹線水路

農業用水などとして使用するため、淀川より水を引き入れています。この水路に排出する工場・事業場は少なく、水質は良く、下流は守口市を経て大阪市に至ります。

(4) 友呂岐水路

典型的な都市型水路で周辺に住宅も多く、下水道の整備が他の地域に比べて遅れていたため、工場排水より生活排水による汚濁が際立っていましたが、公共下水道の整備に伴い水質は急速に改善され、本市南端で寝屋川に合流します。

2. 河川水路汚濁調査

昭和 45 年 4 月 21 日に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定され、同年 9 月 1 日には淀川、大和川、寝屋川等府内の主要 20 河川について水域の類型指定が行われました。本市では、この環境基準の設定に伴い、その後の水質の改善状況をみるため、昭和 46 年度から水質汚濁防止法第 15 条の規定に準じ水質汚濁調査を行っています。

(1) 河川水路汚濁調査結果

図 4.2.1 に示す 17 地点において、以下に示す回数で調査しました。生活環境項目の環境基準達成状況については、表 4.2.1 のとおりです。

萱島橋（環境基準点）	年 12 回（毎月 1 回）、1 日で 6 時間ごとに 4 回採水
清水橋（準基準点）	年 4 回（5・8・11・2 月）、1 日で 6 時間ごとに 4 回採水
その他の地点	年 4 回（5・8・11・2 月）、1 日に 1 回採水

(2) 河川水路汚濁調査結果の経年変化

寝屋川水系（萱島橋・清水橋）と古川水系における、水質汚濁に係る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は図 4.2.2 及び図 4.2.3 に示すとおりです。

各河川水路における水質汚濁については、工場・事業場等の排水規制や公共下水道の普及に伴い改善の傾向を示してきましたが、近年は横ばい傾向です。詳細な調査結果は資料編（P.105～）に示すとおりです。



河川・水路名		調査地点名		河川・水路名		調査地点名	
1	寝屋川第 11 水路	太平ポンプ場前橋	10	古川水路	池田秦線交差地点		
2	讚良川	堀溝 1 号橋	11	二十箇水路	上外島橋		
3	寝屋川	萱島橋	12	北谷川	寝屋川基点直前		
4	友呂岐水路	新佐伯橋	13	寝屋川第 5 水路	古川水路合流直前		
5	古川	大久保神田橋	14	たち川	寝屋下橋		
6	幹線水路	天神橋	15	宇谷川	寝屋川合流直前		
7	寝屋川	清水橋	16	打上川	観音橋		
8	楠根川	北森橋	17	南前川	桜幸橋		
9	友呂岐水路	友呂岐水路橋					

図 4.2.1 河川水路汚濁調査地点

表 4.2.1 環境基準点・準基準点における生活環境項目の環境基準達成状況

河川水路	項目	水素イオン濃度 pH (指数)		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/ℓ)			浮遊物質 SS (mg/ℓ)		溶存酸素量 DO (mg/ℓ)		全亜鉛 (mg/ℓ)		ノニルフェノール (mg/ℓ)		LAS (mg/ℓ)	
		m/n	平均	m/n	平均	75%値	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
3	寝屋川 萱島橋	1/48	7.1	0/12	1.7	1.9	0/12	1	1/12	9.6	3/12	0.023	0/4	<0.00006	0/4	0.00070
7	寝屋川 清水橋	5/16	8.2	0/4	2	2.1	0/4	4	0/4	11	0/4	0.013	0/2	<0.00006	0/2	0.0098

※ 環境基準は水域の利用目的に対応して類型が設けられています。表中の2地点は大阪府知事によりB類型・生物Bに指定されています。

※ m / n = (環境基準に適合しなかった検体数) / (総検体数)

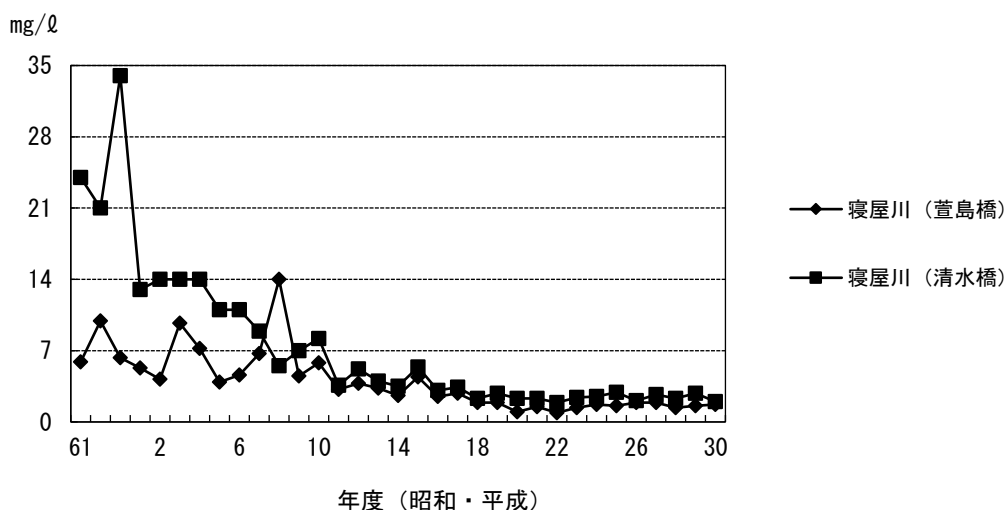


図 4.2.2 寝屋川における生物化学的酸素要求量の推移

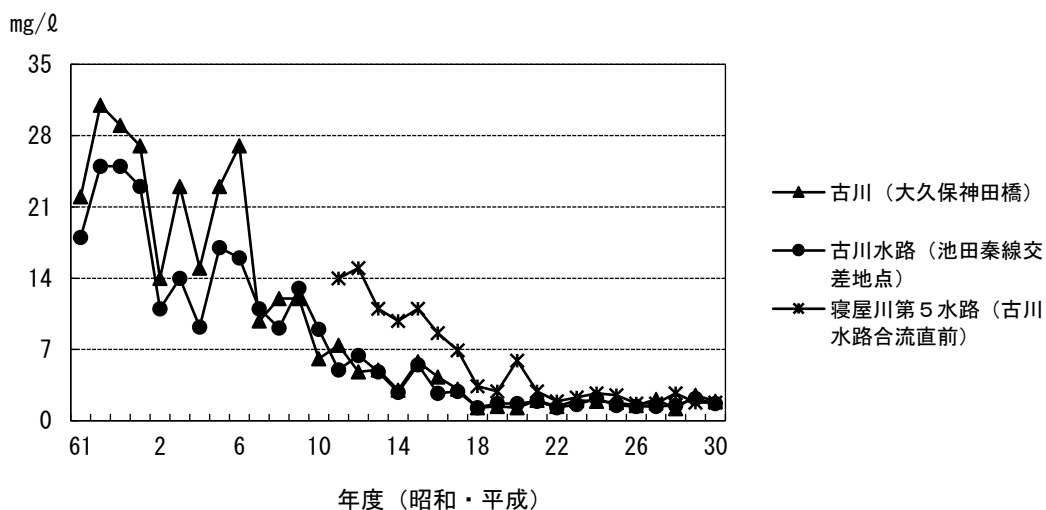


図 4.2.3 古川水系における生物化学的酸素要求量の推移

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 1 及び 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第3節 水質汚濁の対策

1. 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、水質悪化を招く汚水・廃液や有害物質を排出する施設や有害物質を貯蔵する施設を特定施設として定め、届出制としています。また、これらの施設をもつ工場・事業場（特定事業場）から公共用水域への排水についても規制を行っています。

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量等については、日平均排水量が 50 m³ 以上（大阪府域の場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例により 30 m³ 以上に対象範囲を拡大）の特定事業場からの排水に関して排水基準が適用されます。ただし、鉛、ヒ素等の有害物質については、特定事業場からの排水量に関係なく排水基準が適用されます。

さらに、日平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量について「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づいて総量規制を行っています。また、平成 16 年 4 月 1 日から「化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量に係る総量削減計画」に基づき窒素含有量及び燐含有量についても総量規制を行っています。

2. 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の水質保全を目的とした時限立法であったものが昭和 53 年 6 月に恒久法制化され、現在に至っています。

この法律は、日最大排水量 50 m³ 以上の工場・事業場が特定施設の新設、増設または構造等変更を行う場合に許可制を採用しており、許可申請時に排水量・汚濁物質等が環境に与える影響について、事前評価を義務付けています。

3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例は、地域の特性を考慮し、政令で定める基準に従い水質汚濁防止法に基づく特定施設のほか、届出施設として規制対象施設を追加し、さらに規制項目や排水基準を強化しています。

表 4.3.1 水質汚濁に関する法・条例の適用関係

	特定事業場	届出事業場
	水質汚濁防止法に係る特定施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出施設
日最大排水量が 50 m ³ /日以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 許可制	大阪府生活環境の保全等に関する条例 届出制
日最大排水量が 50 m ³ /日未満	水質汚濁防止法 届出制	

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第 4 条の規定で「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」については、日最大排水量に関らず、水質汚濁防止法適用事業場である。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 4 節 地下水汚染

地下水は、温度が一定で清浄な水であることから飲用に利用されるなど身近な水資源として住民に親しまれ、都市用水等として重要な役割を果たしています。しかしながら、近年一部の地域で有機塩素系化合物等による広範囲な地下水汚染が明らかになっています。地下水は、地層の隙間を流れているため地表水に比べ流れが遅いという特性があるため、いったん汚染されるとその浄化が非常に困難であり、地下水汚染対策には、汚染の未然防止を図る観点から近年、法改正等種々の施策が行われています。

平成元年 6 月に地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、新たにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に追加され、有害物質を含む水の地下浸透禁止及び地下水質の常時監視が規定されました。次に、平成 5 年に水質汚濁に係る環境基準に 15 項目が追加されたことにより、地下水の監視について 23 項目の評価基準が定められ、平成 9 年 3 月に評価基準から地下水環境基準となりました。また、平成 8 年の水質汚濁防止法の改正により地下水を汚染した者に対する地下水浄化措置命令が規定され、地下水浄化に関して法的な規制がかかることになりました。

さらに、平成 11 年に 3 項目、平成 21 年に 2 項目が追加され、地下水に関する環境基準は 28 項目となり、平成 23 年 10 月にはカドミウムの、平成 26 年 11 月にはトリクロロエチレンの基準が強化されました。

大阪府では、地下水の水質の概況を把握するため地下水使用箇所です定期的に地下水の水質調査を実施しており、本市においても実態把握するために同様の調査を行っています。地下水調査には、地下水の水質概況を把握し長期的な経年変化を見るために実施する概況調査と、様々な調査により発見された汚染についてその範囲を確認するために実施する汚染井戸周辺地区調査があります。また、確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的にも実施する継続監視調査があります。

平成 29 年度は、大阪府が定める「地下水質測定計画」に基づき 2 地区において、地下水の水質汚濁に係る環境基準 27 項目等の概況調査を行った結果いずれも環境基準値以下でした。

継続監視調査については、過去に木田元宮地区及び出雲町地区の事業者が自主的に土壌・地下水調査を実施したところ、揮発性有機化合物による地下水汚染がそれぞれ判明したため、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、寝屋川市・大阪府保健所等による「地下水質汚染地区対策会議」を設置し、環境省「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査等を行うとともに、事業者を指導しました。調査の結果、汚染は事業場内にとどまっており、周辺への汚染の広がりが無いことが確認されました。現在、事業者による地下水の浄化を行うとともに、地下水汚染の広がりが無いことを確認するための調査を年 2 回実施しています。平成 30 年度は、いずれの地区も環境基準値以下でした。

これらの詳細な調査結果は、資料編（P. 111）に示すとおりです。

第5節 専用水道・簡易専用水道

1. 専用水道

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、又はその水道施設の1日最大給水量が20 m³を超える施設（生活の用に供するものに限る）をいいます。また、専用水道設置者の責務として、水道技術管理者の設置や水質検査等があります。

平成30年度末現在、寝屋川市における専用水道の設置数は、地下水利用が2施設、浄水受水が7施設あります。

2. 簡易専用水道

簡易専用水道とは、水道局からの水を受水槽に受け、給水する方式の水道のうち受水槽の有効容量が10 m³を超える施設をいいます。ただし、専用水道に該当している施設や、消化用、工業用等に利用されるものであって、飲用されない施設は除きます。また、設置者等の責務として、登録検査機関による定期検査の年1回受検等、衛生的に管理する必要があります。

平成30年度は、簡易専用水道361施設のうち299施設から定期検査の報告があり、受検率は82.8%でした。

第5章 騒音・振動



◇新寝屋川八景「萱島駅のくすのき」

萱島駅の楠は、京阪電車のホームが高架になるとき、駅構内に取り込まれることになりましたが、地元の強い要望により、切られることなく末永く保存されることになりました。大阪府の「緑の百選」にも選ばれており、駅舎を貫くそのユニークな姿は全国的にも良く知られています。

第5章 騒音・振動

第1節 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められ、一般地域（道路に面しない地域）及び道路に面する地域のそれぞれについて、地域の類型・地域の区分及び時間の区分ごとに基準値が定められています。具体的な基準の内容は資料編（P.114～）に示すとおりです。

第2節 騒音の現状

1. 環境騒音測定調査

平成30年度は、道路に面しない地域（一般地域）24地点において昼間・夜間で各2観測時間の測定を行い、また道路に面する地域6地点において昼間・夜間の基準時間帯の騒音レベル測定を行い、併せて昼間・夜間の交通量調査（10分間交通量）を行いました。騒音レベルの測定調査結果は、道路に面しない地域で、2地点が夜間の環境基準の超過がみられました。詳細な調査結果は資料編（P.124～）に示すとおりです。

表 5.2.1 環境騒音調査結果

類 型	用途地域	昼 間		夜 間		
		適合数／調査数	適合率	適合数／調査数	適合率	
道路に面しない地域	A・B	住居系地域	14／14	100%	12／14	86%
	C	商業系地域	5／5	100%	5／5	100%
		工業系地域	5／5	100%	5／5	100%
	合 計		24／24	100%	22／24	92%
道路に面する地域	B	住居系地域	1／1	100%	1／1	100%
	C	工業系地域	2／4	50%	1／4	25%
	B	市街化調整区域	0／1	0%	0／1	0%
	合 計		3／6	50%	2／6	33%

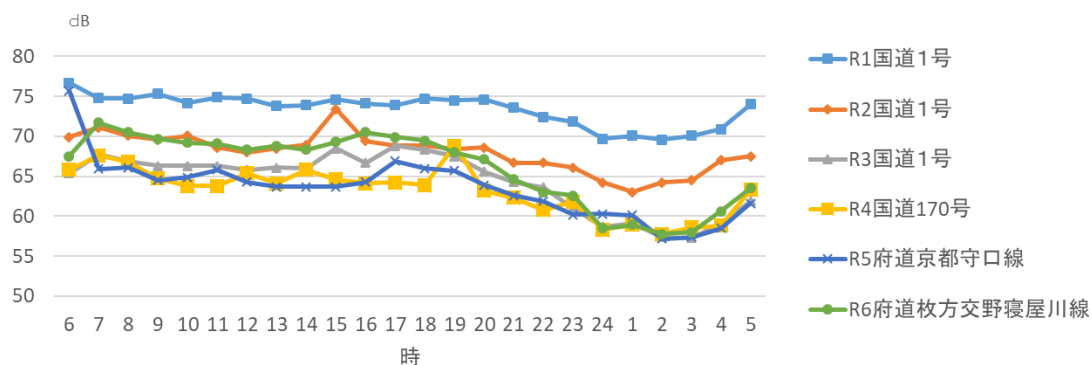
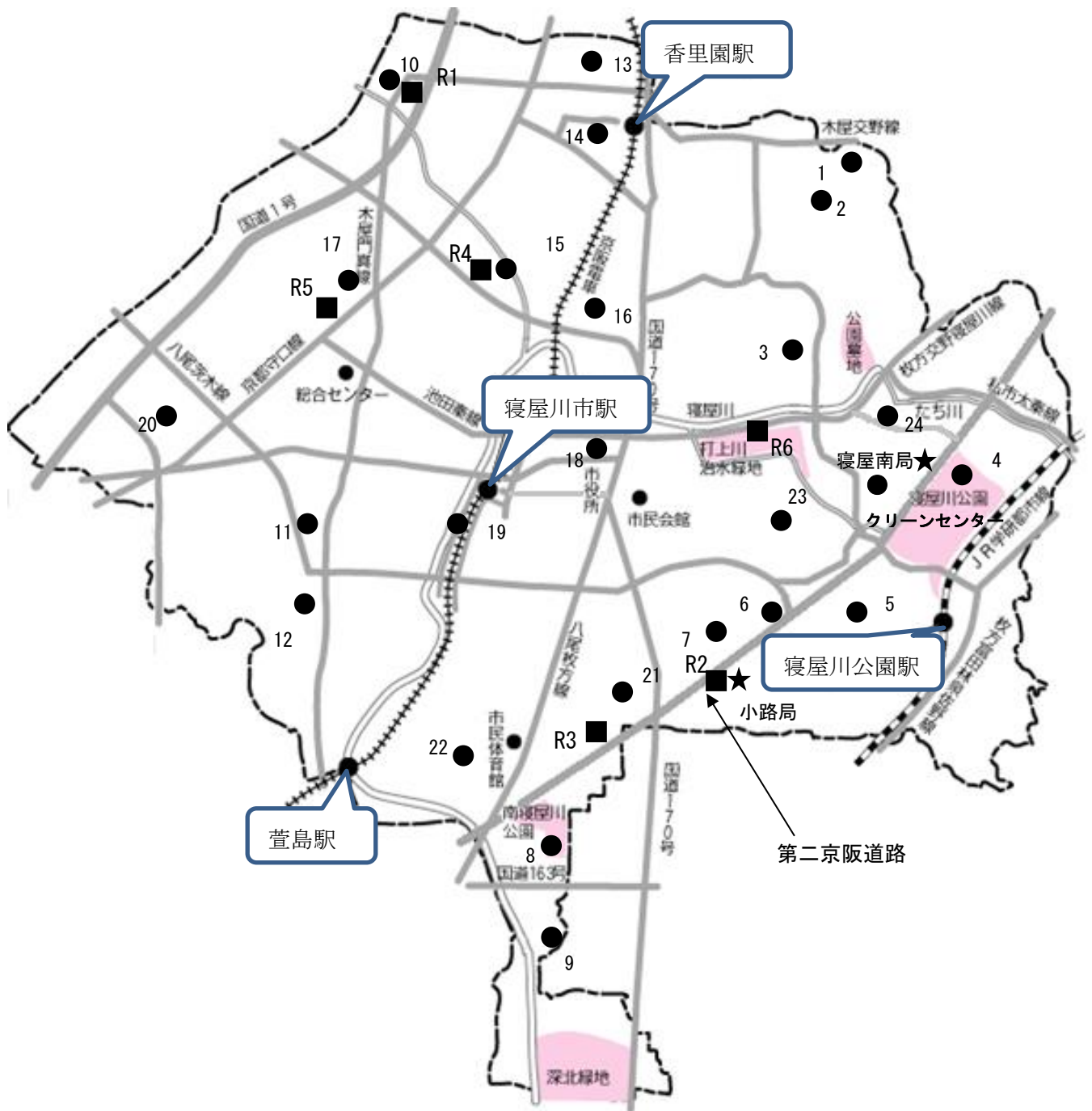


図 5.2.1 道路騒音経時変化 (L_{Aeq})

環境騒音測定地点



- 1~24 は道路に面しない地域のポイント
- R1~R6 は道路に面する地域のポイント
- ★ 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査ポイント

図 5.2.2 環境騒音測定地点

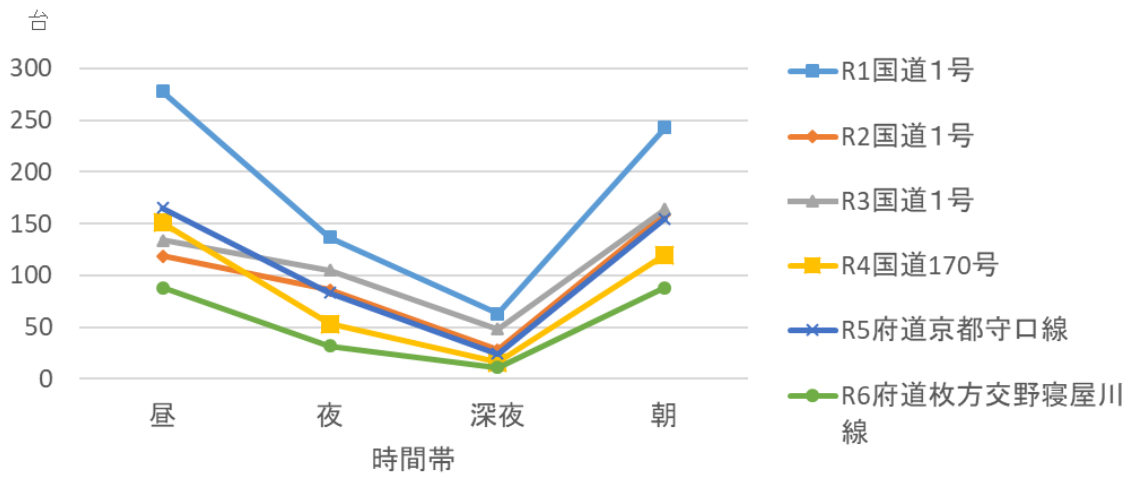


図 5. 2. 3 10 分間交通量の変化



図 5. 2. 4 道路騒音測定の様子

2. 第二京阪道路自動車騒音・交通量調査

平成 22 年 3 月に第二京阪道路が開通したことに伴い、その影響をみるため市内 2 地点にて騒音及び交通量の測定を行っています。平成 30 年度は騒音・交通量とも 24 時間の連続測定を春季（平成 30 年 5 月 15 日～16 日）・秋季（平成 30 年 11 月 6 日～7 日）の 2 回行い、測定結果はいずれも環境基準以内でした。経年変化は資料編（P.125）に示すとおりです。

表 5.2.2 平成 30 年度第二京阪道路自動車騒音測定結果（単位：デシベル）

調査地点	調査時期	調査結果 (LAeq)		環境基準		適合状況	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
寝屋南局	春季	56	52	70	65	○	○
	秋季	59	52			○	○
小路局	春季	58	53			○	○
	秋季	58	52			○	○

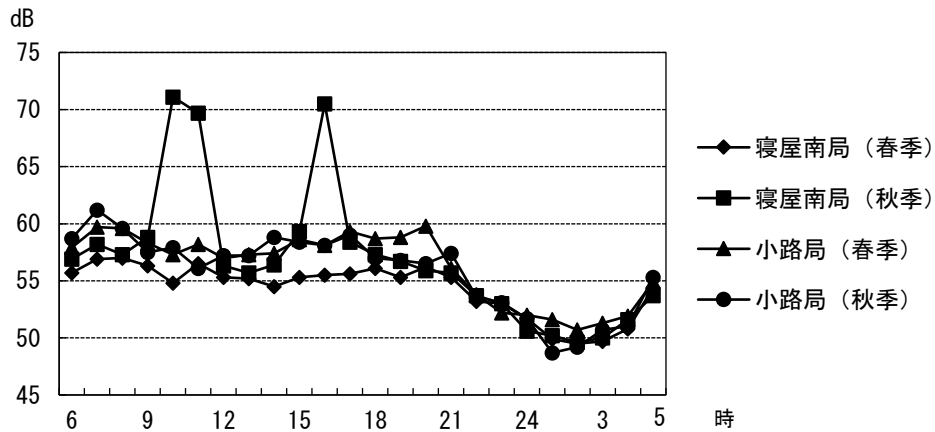


図 5.2.5 道路騒音経時変化 (LAeq)

表 5.2.3 交通量調査結果

調査地点	調査時期	道路種別	交通量 (台/日)				大型車混入率 (%)	平均走行速度 (km/h)
			大型	小型	合計	二輪		
寝屋南局	春季	専用部	15,368	41,847	57,215	—	26.9	85
		一般部	4,977	21,676	26,653	4,441	18.7	47
		副道	45	841	886	247	5.1	—
	秋季	専用部	15,256	46,534	61,790	—	24.7	92
		一般部	4,685	21,259	25,944	4,187	18.1	50
		副道	68	627	695	246	9.8	—
小路局	春季	専用部	15,368	41,847	57,215	—	26.9	85
		一般部	6,420	24,334	30,754	3,773	20.9	52
		副道	348	2,888	3,236	857	10.8	—
	秋季	専用部	15,256	46,534	61,790	—	24.7	92
		一般部	6,395	22,566	28,961	3,569	22.1	49
		副道	360	3,778	4,138	1,122	8.7	—

※ 交通量の合計及び大型車混入率に、二輪車は含んでいません。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第3節 騒音・振動苦情の現状

騒音・振動問題は、各種公害の中で比較的日常生活と密接な関係を持っており、特に騒音は苦情の中でも多くを占めています。

工場・事業場からの騒音・振動、建設作業に伴う重機等による騒音・振動のほか、近年においては飲食店などのカラオケ等騒音が問題となっており、苦情件数が一向に減少しないのが現状です。また、家庭の日常生活から生じる生活騒音（クーラーの室外機、ペットの鳴き声、テレビの音等）も社会問題となっています。

1. 工場・事業場からの騒音・振動

主に製造業の工場・事業場から発生する、金属加工機械、空気圧縮機、送風機などが原因となるもので、騒音規制法・振動規制法では届出の必要な施設を特定施設として指定し、規制基準を定めていますが、大阪府内においては大阪府生活環境の保全等に関する条例により、届出の対象となる施設を追加し、またすべての事業場を騒音・振動規制の対象としています。最近では、工場跡地を開発してできた住宅地から、元々隣接していた工場・事業場に対する騒音・振動の苦情が寄せられるなど、住工混在した地域が主な発生源となっています。

2. 建設作業の騒音・振動

建設工事には、建築工事、土木工事、解体工事等があり、ショベル系掘削機等重機を使用する作業に伴い発生する騒音・振動が問題となっています。

建設工事は、騒音規制法・振動規制法においては一過性であることを考慮し、特定建設作業の指定と騒音・振動の大きさ、作業時間の制約等により環境保全を行うとしていますが、実際には騒音・振動レベルが規制基準より小さくても苦情が発生することが多くあります。また、立地条件により防止策に限界があり、衝撃的な音源が多く、音源の移動や連続性、間欠性、不規則性があり、重機のオペレーターに左右されることもあります。

3. 生活騒音

日常生活において発生する音で「うるさい」と感じると生活騒音となります。主に感覚的、心理的なものであり、クーラーの室外機の音、ペットの鳴き声、マンションの給排水の音など一般家庭から生じる音は、お互いが加害者又は被害者になり、感情的なトラブルが原因となるケースが多く、日常生活のルールづくりが生活騒音の防止につながります。

また、原因のほとんどが法・条例で規制できるものでないため解決が困難であり、近隣同士での話し合いや、自治会等に相談をするようお願いしています。

4. カラオケ騒音

飲食店などのカラオケ等騒音については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で午後11時から翌日の午前6時までカラオケなどの音響機器の使用を禁止しています。苦情が発生した加

害店舗については深夜のパトロールを行い、音量及びカラオケの使用時間帯の調査をし、立入指導、あるいは文書による指導、店舗の改善等の指導を行っています。

5. 低周波音

人間の耳に聞こえる音の周波数は20～20,000 Hzといわれています。

普通の騒音ではこの範囲ですが、1～20 Hzの耳に聞こえない低い周波数の騒音が超低周波音です。

通常は100 Hz以下の騒音は低周波音と呼ばれ、両者を共にして低周波音としています。低周波音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、交通機関などからの低周波音が観測されており、さらに生活環境中においても車の走行や空調機の室外機による低周波音が観測されています。主なものでは、大型の送風機、空気圧縮機、ボイラー、ディーゼルエンジン、ヒートポンプ式給湯器などがあります。

低周波音は、耳に聞こえない分厄介で理解されにくく、普段身の回りに存在するものが多く気付かれることは少ないですが、家屋の構造や、個人の低周波に対する敏感さで気付くことがあります。

低周波音の人の健康に及ぼす影響については、一般に頭痛、不眠、イライラ、耳鳴り、胸の圧迫感によるめまい、吐き気、その他動悸などの自覚症状があり、心理的にも影響を与えます。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第4節 法律・条例等に基づく規制

1. 工場・事業場に係る騒音・振動の規制

昭和43年6月に騒音規制法が、昭和51年6月に振動規制法が制定され、特定施設を設置する工場・事業場から発生する騒音・振動の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域として届出の拡大をはかるとともに、全ての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制しています。

2. 特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動の大きいくい打ち機・削岩機・バックホウなどを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定建設作業として規制しており、これらの作業について騒音・振動の大きさや作業時間などについて規制基準が定められています。

3. 自動車騒音・道路交通振動

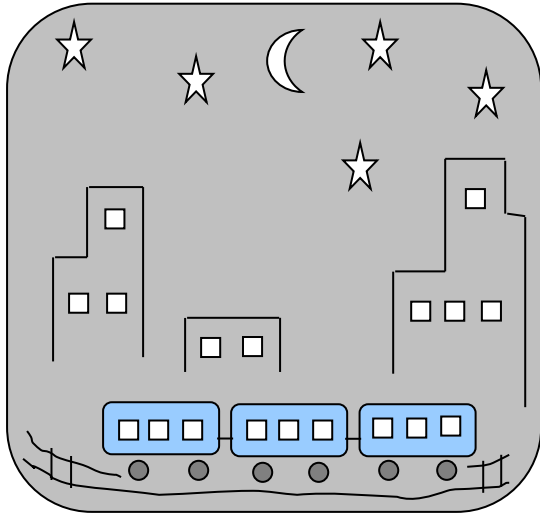
自動車の運行に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法で、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は公安委員会に対し当該道路の修繕などの措置を要請できると規定されており、その限度となる基準が定められています。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

○啓発用リーフレットの内容

経営者のみなさんへ 音の大きさの基準を守りましょう！



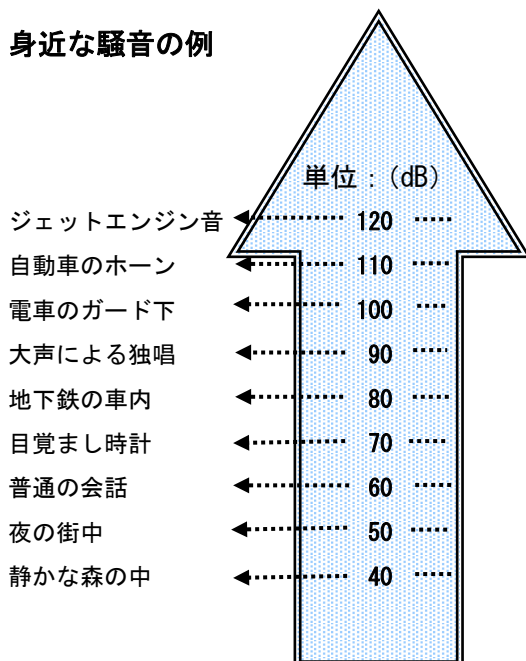
カラオケは午後 11 時まで

○深夜における音響機器の使用制限（大阪府生活環境の保全等に関する条例第 97 条）

・飲食店など営業目的でカラオケ装置を使用する場合は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置等音響機器を使用してはいけません。

- ・音響機器から発する音が防音措置を講ずることにより外部に漏れない場合
- ・飲食店等の周囲 50m 以内の区域に人の住居の用に供されている建物及び病院等特に静音を必要とする施設がない場合などは規制の適用を受けません。

身近な騒音の例

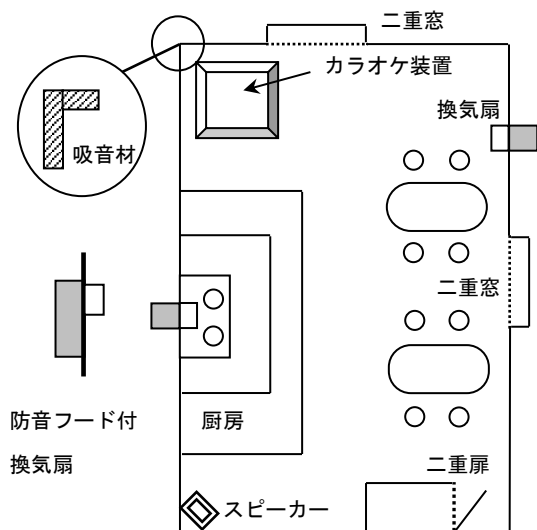


○騒音の規制基準（騒音規制法第 4 条）

事業場（飲食店等を含む）は、工場と同様にその敷地境界線上で、音の大きさの基準を守らなければいけません。

時間区分 区域区分	昼間 am 8:00 pm 6:00	夜間 pm 9:00 翌日 am 6:00	朝 (am 6:00 am 8:00) 夕 (pm 6:00 pm 9:00)
	第一種低層 住居地域	50	40
第一・二種 中高層、第一・二種住居、準住居地域、調整区域	55	45	50
近隣商業・商業地域、準工業地域	65	55	60
工業地域	70	60	65
工業地域で 学校・病院等の周辺など	65	55	60

防音レイアウト



- * 防音フード付換気扇は安価で効果大
- * ドアは防音タイプや二重であれば効果大
- * 吸音材入り防音壁又はコンクリートブロック等も良い

第6章 地盤環境



◇新寝屋川八景「成田山不動尊」

昭和9年（1934年）に大阪の信者らが中心に、また京阪電鉄が後援となって千葉県
成田山新勝寺の大阪別院としてこの地に建てられました。風物詩となっている節分祭の
豆撒き、七五三詣等には市内外からの来訪者が多数あり、また、関西屈指の交通安全祈願
の信仰の聖地としても有名であり、その存在は広く周知されています。

第6章 地盤環境

第1節 地盤沈下

1. 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地殻変動などの自然現象によるものと、人為的な地下水の過剰汲み上げによるものがあります。

公害として扱われるのは、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が減少し、各種の地層が圧密沈下を起こして知らず知らずのうちに市民生活に影響を与え、建物や道路、ガス、水道などの埋設物の破損、井戸の枯渇、河川の氾濫、高潮による災害、取排水施設の機能低下などで、地盤沈下の被害は非常に深刻なものであります。また一度沈下すると現状に回復することはほとんど不可能で、常に監視してその沈下を防がなければなりません。

大阪府における地盤沈下は、明治18年に当時の陸軍陸地測量部（現在の国土地理院）が実施した水準測量により地盤沈下の徴候が明らかにされたことに始まります。当時、地盤沈下はそれほど大きなものではありませんでしたが、昭和に入り産業が発達するにつれ、工業用水として地下水が多量に汲み上げられてから地盤沈下量も増大しました。

このような経過の中で、昭和31年に工場用水法、昭和37年に建築物用地下水の採取の規制に関する法律が制定され、東京都、大阪府をはじめ宮城県、千葉県、神奈川県など地盤沈下を示している地域における工業用や建築物用の地下水採取が規制されました。その結果、大阪府における地盤沈下は鎮静化し、現在では大きな沈下が認められる地域はありません。

2. 寝屋川市の地盤沈下

本市の地盤沈下は、点野1丁目にある水準点で大阪府が観測しています。昭和30年代から昭和40年代にかけて数cmの沈下を続けていましたが、年々沈下量は減少の傾向をたどり、昭和60年代以降は平均して1cm以下の沈下または隆起量でほぼ鎮静化しています。経年変化は資料編（P.127）に示すとおりです。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例により地下水採取の規制を受ける地域及び技術的基準は下表のとおりです。

表 6.1.1 地下水採取の規制を受ける地域及び技術的基準

地 域		寝屋川市域のうち、一般国道170号以西で、一般国道163号以北の地域	寝屋川市域のうち、一般国道163号以南の地域
技 術 的 基 準	揚水機の吐出口の断面積	46平方センチメートル以下	21平方センチメートル以下
	ストレーナーの位置	地表面下180メートル以深	地表面下350メートル以深

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 2 節 土壌汚染

土壌汚染は、廃棄物の埋立等により有害物質が直接土壌に混入する場合のほか、事業活動などに伴うばいじん・工場排水などを通じて有害物質が土壌中に蓄積することによって発生します。

一旦、重金属などで汚染が発生すると土壌中で自然に分解することなく残留し、農作物の汚染や地下水汚染の原因となります。特に、最近ではトリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による土壌汚染が原因となる地下水汚染が問題となっています。

そこで、平成 3 年 8 月 23 日「土壌の汚染に係る環境基準」が重金属等 10 項目について定められ、さらに平成 6 年 2 月 21 日環境庁告示によって土壌環境基準項目が追加され、25 項目になるとともに、鉛と砒素についての基準が強化されました。

平成 14 年 5 月には、25 項目の特定有害物質を調査対象物質とした「土壌汚染対策法」が公布され、平成 15 年 2 月 15 日施行となりました。土壌汚染対策法は、有害物質を使用している工場・事業場において土壌汚染の有無が不明なまま放置され、住宅や公園のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって生じる、人への健康被害を防ぐことを目的としています。

大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、土壌汚染に関する規制等の規定を追加して平成 16 年 1 月 1 日から施行されました。

これまで、「土壌汚染対策法」の特定有害物質は 25 物質を指定していましたが、平成 29 年 4 月 1 日にクロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）が追加され 26 物質となりました。

また、法律の改正にあわせて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」も改正され施行されました。

具体的な基準の内容は資料編（P. 128～）に示すとおりです。

土壌汚染に関する指定区域台帳は環境保全課で閲覧できます。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 2 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第7章 化学物質



◇打上川治水緑地

打上川治水緑地は、洪水のときに寝屋川と打上川の両河川の流量を調整するために、大阪府がつくった施設です。芝生広場は、大・小あわせて12,000m²の広さがあり、公園全体が一望できることから、数万人規模の大きなイベントにも利用されみんなに親しまれています。また、ウォーキングコースがあり、散歩やジョギングが盛んです。緑地内の池には野鳥が飛来し、春には桜が満開となり、水と緑のふれあえる場所です。

第1節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) をまとめてダイオキシン類と呼んでいます。ダイオキシン類は毒性が強い化学物質ですが、PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナーPCBには13種類の異性体があり、それらの毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1として、毒性等価係数 (TEF) を用いて2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、その毒性の強さを毒性等量 (TEQ) として表示します。主に発ガン性、生殖毒性、催奇形性、環境ホルモン様作用など幅広い毒性を持つことがわかっています。

ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な検討を進める必要があります。

ダイオキシンの発生は、大半が燃焼工程からのものですが、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成されるので、その発生源は多岐にわたっています。

主な発生源はごみ焼却施設、金属精錬施設などです。

2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的としてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、そのための施策の基本とすべき基準や、ダイオキシン類を発生する施設に係る排出基準などが定められました。具体的な基準の内容は資料編 (P. 131) に示すとおりです。

3. ダイオキシン類測定調査

(1) 大気中のダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類濃度について、寝屋川市が成田局のある中央高齢者福祉センター及び大阪府が寝屋川市役所でそれぞれ調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。経年変化は資料編 (P. 131) に示すとおりです。

表 7.1.1 ダイオキシン類濃度測定結果 (大気)

[単位: pg-TEQ/m³]

測定地点	春季 5/17~5/24	夏季 8/23~8/30	秋季 10/11~10/18	冬季 1/17~1/24	年平均値
中央高齢者福祉センター	0.013	0.052	0.011	0.025	0.025
寝屋川市役所	—	0.012	—	0.021	0.017

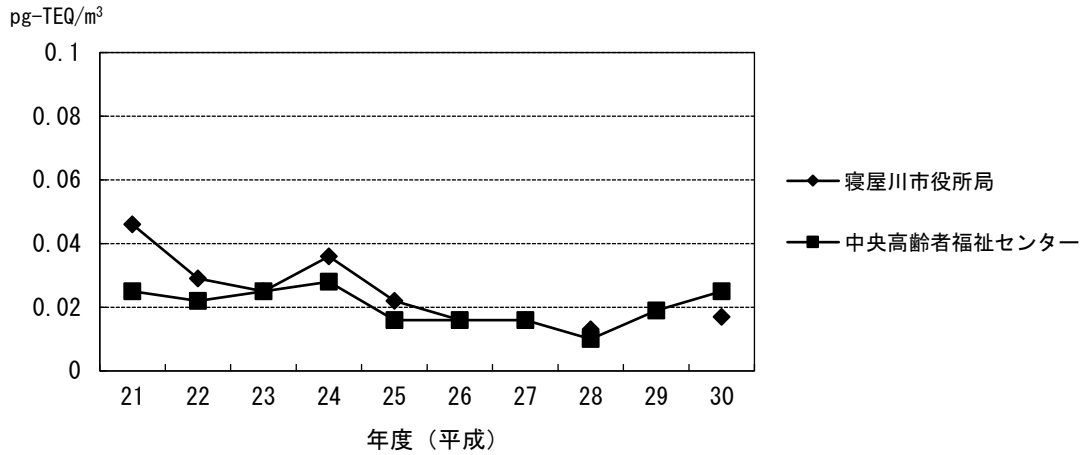


図 7.1.1 ダイオキシン類濃度測定結果（大気）の推移

(2) 河川・地下水中のダイオキシン類

寝屋川の水質および底質のダイオキシン類濃度について、大阪府が萱島橋で、寝屋川市が南水苑橋で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。なお、地下水質について、寝屋川市内で大阪府による調査はありませんでした。

表 7.1.2 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）〔単位：水質 pg-TEQ/ℓ, 底質 pg-TEQ/g〕

測定地点	水 質			底 質
	夏 季	秋 季	年平均値	
萱島橋	0.072	0.064	0.068	1.1
南水苑橋	0.084	0.085	0.085	1.8

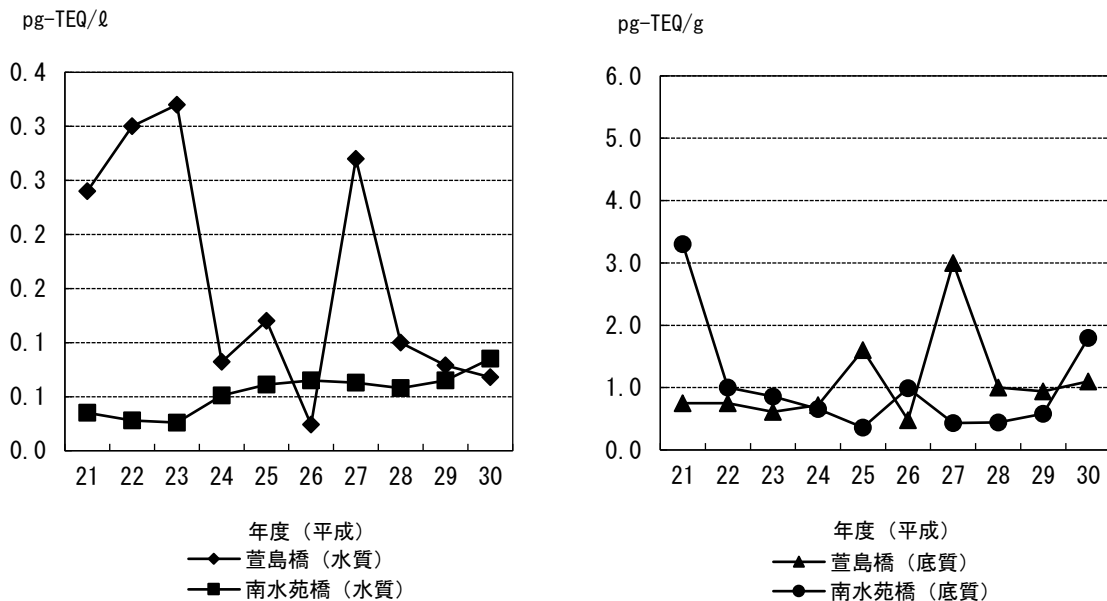


図 7.1.2 ダイオキシン類濃度測定結果（河川）の推移

(3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類濃度について、寝屋川市が表 7.1.3 に示す 3 か所の公園で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。

表 7.1.3 ダイオキシン類濃度測定結果 (土壌)

[単位 : pg-TEQ/g]

測定日	測定地点		
	神田中央公園	南寝屋川公園	太秦2号公園
平成30年11月20日	2.5	12	6.3

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第2節 アスベスト

アスベストは石綿（「いしわた」又は「せきめん」）とも言われ、天然に存在する繊維状の物質です。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、アスベストを多量に吸収すると、15～40年の長期間を経た後に「肺がん」や「中皮腫」を発症するおそれがあると言われており、平成17年6月に石綿使用製品を製造していた工場の周辺に長期間居住していた住民に中皮腫発症者が存在することが公表されたことから、アスベストによる健康被害に対する不安・懸念が高まっています。

WHO（世界保健機構）では、アスベストを肺がん物質と断定し、日本でも大気汚染防止法により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限されるようになりました（吹付け石綿は昭和50年に施工の原則禁止、成形板は平成16年10月に製造禁止）。

平成30年度は、大気汚染防止法を所管している大阪府が平成30年11月5日から平成31年1月9日の間に府域4地点で大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。各調査地点におけるアスベスト濃度の平均値は0.062本/L～0.16本/Lでした。寝屋川市域での測定は行われていません。

また、アスベストを含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、法令によりアスベストの飛散防止措置をとることが規定されています。

大阪府及び寝屋川市は、一定規模以上のアスベストの解体現場に立入し、適正に養生や作業が行われているかを確認しています。平成30年度は8件の立入検査を行いました。

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。(※1)

(※1) WHOの環境保健クライテリア

第8章 廃棄物（ごみ・し尿）



◇春日神社のしいの社叢

しいは、ブナ科シイ属の樹木の総称で、日本の暖帯林の最重要樹種で、東北南部以西の本州から九州の丘陵・山野の広範囲に分布しており、高さ 20m にもなる常緑高木です。5月下旬から6月に強い香りのある花が咲き、秋に実（堅果）をつけます。春日神社には、社殿を囲むように樹高 10m から 15m、幹回り 4 m 程度のしいの巨木が数本生育しています。このうち、神社東側の堂池の池端にあるものは、幹が池側に大きく張り出していて、立派な樹形です。人里近くに、しいの巨木が群生することは珍しく、1981年（昭和56年）に大阪府の天然記念物に指定されました。

第1節 ごみの現状と取組

1. ごみ減量・資源化の推進

国において、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした、リサイクル関連法等を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備が行われてきました。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき4R（※）の啓発・周知に努めるとともに、市民・事業者・行政が自らの役割と責任を果たし、協働して取り組み、ごみの発生抑制・分別収集の徹底等、ごみの減量化を推進していきます。

（1）一般廃棄物処理基本計画

本市では4Rの精神に基づく資源循環型社会の実現に向けて、各種施策を推進してきたところです。今後も、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理・処分の優先順位のもとに、市民・事業者・行政の三者それぞれがごみの減量化・再資源化に取り組むことで、CO₂の排出量を減らし、市域全域での温暖化対策を進め、低炭素社会の実現に向け、環境に優しいまちづくりを推進するため、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

【基本理念】

資源化で やさしさめぐる 寝屋川市

～ ごみを資源に“もったいない”からはじめる

ライフスタイルで環境にやさしい循環のまちづくりを進めます ～

【基本方針】

“もったいない”による4Rの推進

“もったいない”を合言葉に一人ひとりがライフスタイルの見直しを行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。

安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

責任と役割に応じた行動の推進

市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「やさしさと循環のあるまち」の実現をめざします。

※ 4Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとった言葉であり、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成を推進するための標語です。

- Refuse : 不要なレジ袋などを受け取らないこと
- Reduce : 長持ちする物を買うなどしてごみを減らすこと
- Reuse : 使わなくなったものを捨てずに再使用すること
- Recycle : 再資源化して利用すること

【ごみ減量化目標】

目標の設定年度

- 目標年度 : 平成 32 年度 (2020 年度)
- 中間目標年度 : 平成 27 年度 (2015 年度)
- 基準年度 : 平成 21 年度 (2009 年度)

減量化・再資源化目標値 (平成 32 年度)

○ごみの発生抑制

- 家庭系ごみ排出原単位 : 約 5%削減
- 事業系ごみ排出原単位 : 約 10%削減

○再資源化

- 再生利用率 : 約 27%に向上 (資源集団回収を含む)

○最終処分

- 最終処分量 : 約 20%削減

- ※ ごみ排出原単位とは、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を示すもので、排出量÷人口÷365 日 (閏年は 366 日) より求められ、単位は、g/人・日で表します。
- ※ ごみ排出量は、資源集団回収量を含んだ数値で算定。
- ※ 各年度の人口は、10 月 1 日の数値で算定。

平成 30 年度の実績は、家庭系ごみ排出原単位 3.4%減 (平成 21 年度比)、事業系ごみ排出原単位 3.2%減 (平成 21 年度比)、再生利用率 21.1%、最終処分量 19.3%減 (平成 21 年度比) であり、経年変化は図に示すとおりです。詳細な数値は資料編 (P. 139) に示すとおりです。

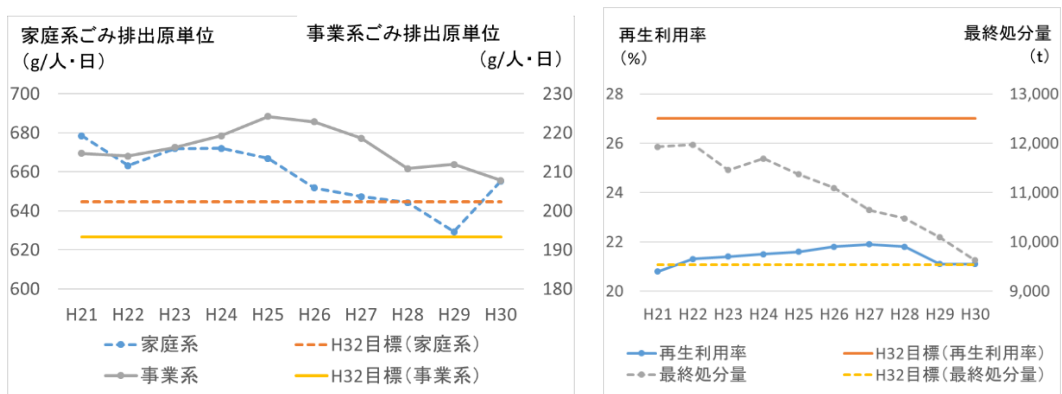


図 8.1.1 ごみ減量化目標に対する実績の推移

(2) リサイクル関連法への対応

① 容器包装リサイクル法

平成 12 年 4 月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成 11 年 1 月からペットボトル、平成 14 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始してきましたが、平成 20 年 4 月から古紙・古布を新たな収集区分に加えるとともに、北河内 4 市リサイクルプラザの稼働に伴い、ペットボトルとプラスチック製容器包装を同一袋収集に変更しました。

② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 13 年 4 月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）がスタートしました。この法律では特定の家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）がリサイクルの対象となっており、廃棄物処理をせず、メーカーにより再資源化することを義務付けています。

2. 具体的な取組

(1) 透明ごみ袋の推進

市民のごみに対する意識の向上とごみの発生抑制、分別の徹底、作業時の危険防止を主な目的として、平成 11 年 1 月からごみ袋の透明化を実施しています。

(2) 乾電池の分別収集

使用済乾電池の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、平成 12 年 1 月から分別収集を実施しています。

(3) 蛍光灯・スプレー缶拠点回収

蛍光灯についてはその再生利用やリサイクルを図るため、またスプレー缶については残留ガスの噴出による収集車両の火災事故を未然に防ぐために、平成 12 年 8 月から地域毎に回収箇所を設置し、拠点回収を実施しています。

(4) 小型家電のボックス回収

使用済小型家電の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、平成 30 年 7 月からボックス回収を実施しています。

(5) 小型充電式電池のボックス回収

小型充電式電池の適正処理とリサイクルを図るために、令和元年 5 月からボックス回収を実施しています。

(6) 資源集団回収活動報奨金交付制度（古紙等回収活動助成）

自治会・子ども会等の団体が自主的に行う資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより活動を支援し、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識の向上とごみの減量及び資源化を促進していくための制度です。資源集団回収量は次の表に示すとおりです。また、経年変化は資料編（P. 139）に示すとおりです。

○交付団体数・・・331 団体（平成 30 年度）

○報奨金単価・・・1 kg 当たり 6 円

表 8.1.1 平成 30 年資源集団回収量

区 分	平成 30 年 1～6 月	平成 30 年 7～12 月
新聞紙	1,767,750 kg	1,771,319 kg
雑誌	445,890 kg	419,502 kg
段ボール	370,462 kg	390,144 kg
古布	131,954 kg	128,859 kg
牛乳パック	7,525 kg	6,339 kg
雑紙	139,808 kg	121,630 kg
アルミ缶	74,142 kg	86,170 kg
合 計	2,937,531 kg	2,923,963 kg

(5) 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付制度

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電気式の生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用を促進していくための制度です。平成 30 年度は、生ごみ処理機 6 台（89,900 円）、生ごみ堆肥化容器 5 台（16,400 円）を補助しました。

生ごみ処理機・・・購入予定金額の 1/2、又は 20,000 円のいずれか低い額
 生ごみ堆肥化容器・・・購入予定金額の 3/4、又は 4,000 円のいずれか低い額

(6) ごみ減量マイスター認定制度

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会等を定期的に開催しています。

認定者数 初級 98 人 中級 56 人 上級 22 人 （平成 31 年 3 月 31 日現在）

(7) 環境にやさしいエコ・ショップ

エコ・ショップとは、簡易包装の推進等の環境にやさしい取組を行うことを宣言し実践している販売店で、平成 30 年 3 月 31 日現在で市内 11 店舗が登録しています。なお、取組内容については店舗により異なります。

(8) 出前講座

環境や資源の保護、ごみの減量化等を通じて生活に役立つ出前講座を行っています。
 平成 30 年度 13 団体 248 人

(9) 施設見学

ごみを燃やした時の余熱利用で発電や温水利用、太陽光発電等の環境にやさしいクリーンセンターの施設見学を案内しています。
 平成 30 年度 76 団体 2,801 人

(10) 環境啓発

コミセン祭りや他団体の催しに、ごみ減量等の環境啓発活動の参加や、駅前等で街頭 PR をしています。

表 8.1.2 エコ・ショップの取組状況

エコ・ショップ名	場 所	取り組んでいる事業
イズミヤ(株)東寝屋川店	打上元町 16-3	①②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩
(株)ワカバ寝屋川店	池田本町 7-6	③④ ⑧ ⑩
(株)万代寝屋川店	東大利町 7-21	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)万代萱島店	萱島東 2 丁目 12-33	①②③④⑤⑥ ⑨⑩
(株)平和堂アル・プラザ香里園	日新町 5-5	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
イズミヤ(株)寝屋川店	早子町 23-1-104	①②③④⑤⑥⑦ ⑨⑩
(株)大近ラッキー寝屋川店	早子町 23-2B-112	①②③④⑤⑥ ⑧⑨⑩
(株)平和堂フレンドマート東寝屋川店	打上中町 9-5	① ③④⑤⑥ ⑨
ライフ寝屋川店	昭栄町 18-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ香里園店	香里新町 28-3-1	① ③④⑤⑥ ⑨⑩
ライフ寝屋川黒原店	黒原新町 9-8	① ③④⑤⑥ ⑨⑩

- ①包装紙、袋等の簡素化など簡易包装の推進
- ②紙、プラスチック等の使い捨て容器を使用した製品の販売の自粛
- ③あき缶・びん等不要となった容器の回収
- ④再生品を使用したエコマーク商品の販売
- ⑤広告チラシ、事務用品等紙の使用量の抑制
- ⑥再生紙等再商品の利用促進
- ⑦販売品の修理サービスへの積極的な取組
- ⑧地域集団回収への協力
- ⑨消費者に対し、ごみの減量化・リサイクルの呼びかけをしている
- ⑩そのほか、店の創意工夫によるごみの減量化・リサイクルの推進

3. ごみ処理の状況

寝屋川市におけるごみの排出量は年々減少傾向にあり、平成 30 年度におけるごみ排出量は 67,814 t、処理に要した費用は 20.1 億円でした。また、資源ごみ等の回収量は減少傾向にあり、平成 30 年度における回収量は 5,191 t でした。内訳や経年変化は、資料編 (P. 138) に示すとおりです。

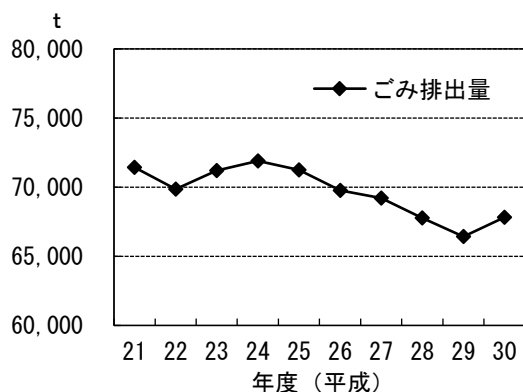


図 8.1.2 ごみ排出量の推移

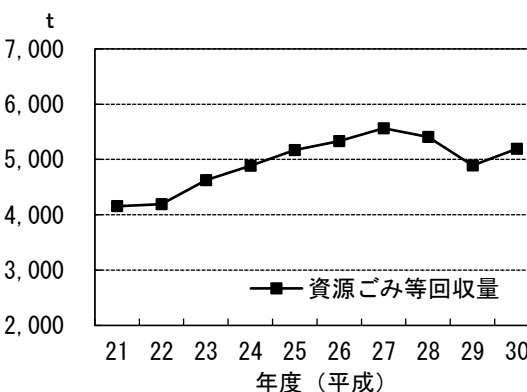


図 8.1.3 資源ごみ等回収量の推移

※平成 20 年度から古紙・古布の分別収集を実施しています。

4. クリーンセンターの現状

・施設概要

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| ① | 名称 | 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設） |
| | 完成日 | 平成30年3月30日 |
| | 処理能力 | 200 t/日（100 t/日×2基） |
| | 処理対象物 | 可燃ごみ |
| | 焼却炉形式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| | 処理フロー | 資料編（P.141）に示すとおり |
| ② | 名称 | 寝屋川市クリーンセンター（破碎施設） |
| | 完成日 | 平成6年3月22日 |
| | 処理能力 | 破碎75 t/日・切断7 t/日・手選別25 t/日 |
| | 処理対象物 | 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ |
| | 処理フロー | 資料編（P.142）に示すとおり |

表 8.1.3 平成30年度排ガス測定結果

一般項目

	測定項目 採取日	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m ³ N)
1号炉	5月1日	0.0009	0.385	7	11
	8月20日	<0.001	0.169	-	-
	9月6日	<0.001	0.0752	-	-
	11月9日	<0.001	0.269	18	27
	1月11日	<0.001	0.190	-	-
	3月23日	<0.001	0.213	-	-
2号炉	5月1日	0.0009	0.341	10	13
	8月20日	<0.001	0.353	-	-
	9月6日	<0.001	0.0992	-	-
	11月9日	<0.001	0.226	16	243
	1月11日	<0.001	0.286	-	-
	3月23日	<0.001	0.220	-	-
	排出基準	0.04	6.0	250	700

※ 排出基準は「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によります。

※ 上記の数値はO₂12%換算値です。（硫黄酸化物を除く）

ダイオキシン類

測定項目 採取日	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
	1号炉	2号炉		
9月7日	0.00012	0.0012	0.45	0.0018
排出基準	0.1		3	3

※ 排出基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」によります。

5. 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により建設された北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働しています。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしています。

・施設概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53 t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標3、4及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第2節 し 尿

本市のし尿処理は、昭和39年に処理能力54 kℓ/日の緑風園第1事業所の操業を開始し、昭和43年に140 kℓ/日に改造増設しました。その後人口増による能力不足に対処するため、昭和47年に新たに150 kℓ/日の緑風園第2事業所を建設し合計290 kℓ/日の能力としました。しかし公共下水道の進捗によるし尿処理量の減少に伴い、平成2年には緑風園第1事業所を一部縮小し合計220 kℓ/日としました。また浄化槽汚泥の増加に対応するため、平成4年に緑風園第2事業所に浄化槽汚泥処理施設を建設し、150kℓ/日のうち55 kℓ/日を浄化槽汚泥専用とし、さらに平成9年には緑風園第1事業所を閉鎖し第2事業所（現在の緑風園）のみで市全域のし尿等を処理していました。

平成19年度以降、安定した生物処理が困難な状況となり、放流水質の面で現有施設での対応が厳しくなったことから、これらの課題に対応するために処理方式を変更し、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を一次処理（前処理）して分離液を希釈した後に公共下水道へ放流しています。

平成30年度末現在、し尿くみとり人口は465人（287世帯）で総人口に占める割合は約0.20%、浄化槽人口は3,291人で同約1.41%となっています。し尿収集処理量は2,318kℓ/年で、その内訳は、し尿996kℓ/年、浄化槽汚泥1,322kℓ/年となっています。経年変化は、資料編（P.143）に示すとおりです。

・施設概要

名 称	寝屋川市緑風園（旧第2事業所）
敷地面積	14,026 m ²
計画処理量	処理能力 34.5 kℓ/日 （し尿 15.2 kℓ/日・浄化槽汚泥 19.3 kℓ/日） 緊急時 69.0 kℓ/日
処 理 概 要	除渣＋希釈放流
処 理 フ ロ ー	資料編（P.144、145）に示すとおり

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標1、2及び4の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

表 8.2.1 平成 30 年度下水道放流水水質測定結果

項目 測定日	水素イオン 濃度 pH (指数)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (鉱油類) (mg/L)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (動物油脂類) (mg/L)	窒素含有量 T-N (mg/L)	燐含有量 T-P (mg/L)
	4月12日	6.9	247	585	<1	20.6	85.9
5月10日	6.9	135	305	<1	19.1	62.4	7.08
6月14日	7.2	62.8	142	<1	11.2	43.7	4.05
7月12日	7.2	30.1	114	<1	4.1	33.6	4.79
8月9日	7.3	37.1	122	<1	6.0	35.8	5.86
9月13日	7.5	29.8	68	<1	<1	41.2	4.20
10月11日	7.5	34.4	130	<1	1.2	43.8	5.34
11月8日	7.3	28.6	86	<1	1.2	34.2	3.68
12月13日	7.1	49.7	58	<1	6.2	23.4	3.53
1月10日	7.2	40.6	63	<1	1.7	28.1	3.63
2月14日	7.2	48.2	108	<1	7.0	50.0	5.08
3月14日	7.1	89.2	106	<1	<1	37.8	4.27
規制基準値	6~9	600	600	5	30	240	32

※ 規制基準値は、下水道法及び寝屋川市下水道条例によります。

表 8.2.2 平成 30 年度臭気測定結果

第 1 号規制 敷地境界線

(単位 : ppm)

測定項目	規制基準値	測定結果	
		A 地点	B 地点
アンモニア	1	0.1 <0.1	0.1 <0.1
メチルメルカプタン	0.002	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001
硫化水素	0.02	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001
硫化メチル	0.01	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001
二硫化メチル	0.009	<0.001 <0.001	<0.001 <0.001

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日 : 上段 平成 30 年 8 月 10 日、下段 平成 31 年 2 月 15 日

第2号規制 臭突

(単位 : m³N/h)

測定項目	規制基準値	測定結果	備考
アンモニア	86.8	<0.1	
硫化水素	1.7	<0.001	
メチルメルカプタン	0.17	<0.001	悪臭防止法で規制されていないが、参考として測定
硫化メチル	0.87	<0.001	
二硫化メチル	0.78	<0.001	

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日 : 平成 30 年 8 月 10 日

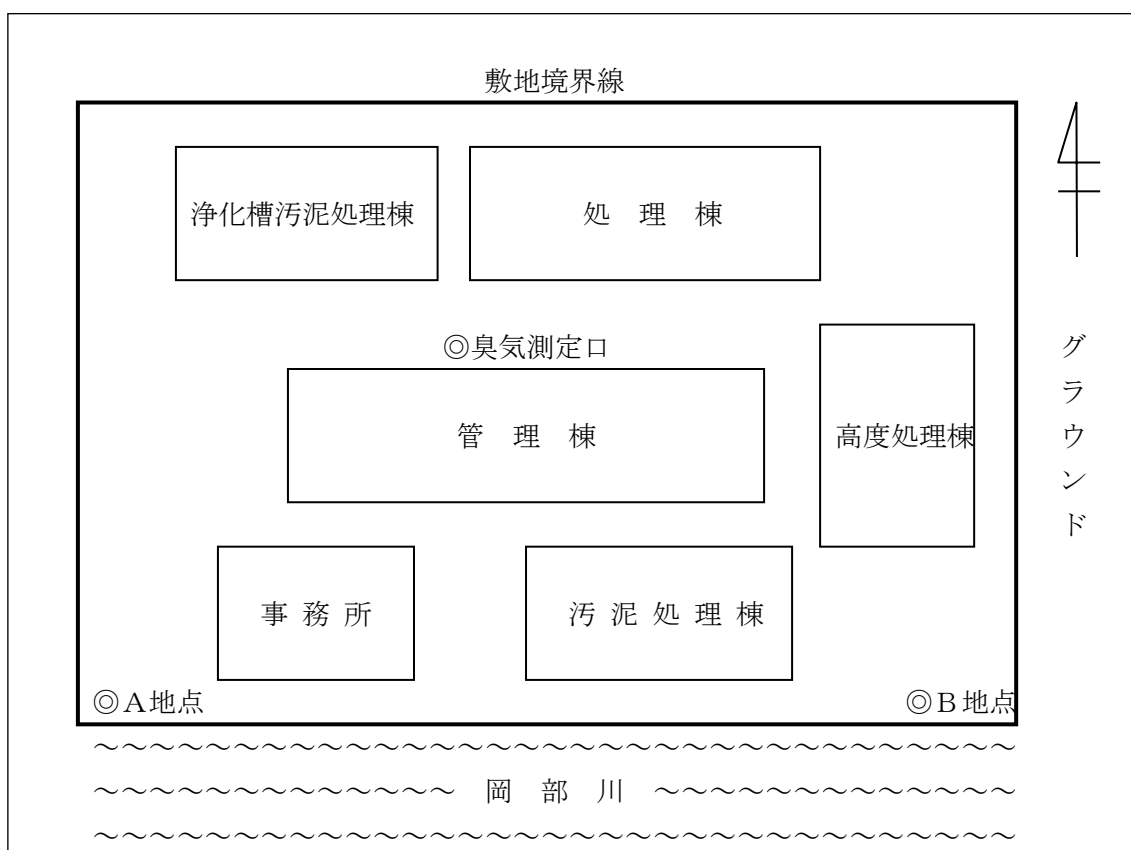


図 8.2.1 臭気測定地点図

第9章 環境の苦情・陳情



◇新寝屋川八景「ねや川戎」

毎年明けに住吉神社で催される十日戎は「商売繁盛笹持って来い、寝屋川のえべっさんここだっせ」の掛け声で馴染み深く、京阪沿線中心に他市からも参拝客がやってきます。今回の選定では「住吉神社」という場所でなく、「ねやがわ戎」という風物詩、賑わいを取り上げることにしました。

第9章 環境の苦情・陳情

第1節 公害の苦情・陳情状況

本市における公害に関する苦情は、市民生活に密着したものが多く、年々複雑多様化してきています。

平成30年度における大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気35件、悪臭10件で工場・事業場での作業によるものや建物解体作業によるものなどがありました。

水質汚濁に関する苦情は10件で、工場・事業場から河川への油流出によるものなどがありました。

騒音・振動に関する苦情は、騒音51件、振動9件で、建築工事や解体作業によるもの、工場・事業場での作業によるものなどがありました。

苦情件数の経年変化は資料編(P.146)に示すとおりです。

市では、公害苦情を減らすために市内のパトロール等を実施し、騒音や悪臭等で苦情が発生した事業場の調査や指導をしたり、河川の水質状況の確認等を行ったりして再発防止に取り組んでいます。また、解体工事等で重機を使用する場合は届出が必要であり、届出時に騒音等の苦情が発生しないよう指導しています。

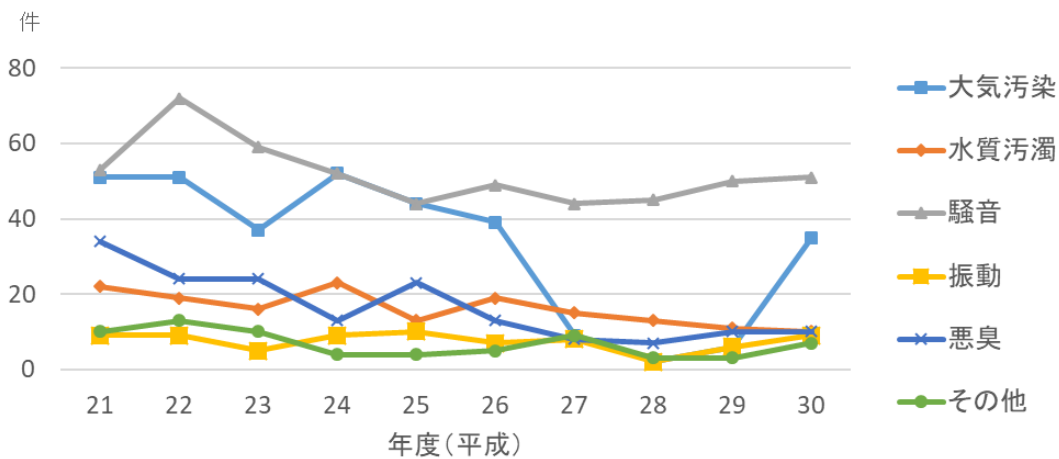


図 9.1.1 年度別公害苦情・陳情件数

表 9.1.1 平成 30 年度用途地域別苦情・陳情件数

(単位：件)

公 害 別 地 域 別	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
第一種低層住居専用地域	2		2	1	1		6
第一種中高層住居専用地域	5		1	2			8
第二種中高層住居専用地域	5	2	10	1	1	3	22
第一種住居地域	6	1	4		2	1	14
第二種住居地域	1		6			1	8
準住居地域			1				1
近隣商業地域	2	1	6				9
商業地域	1						1
準工業地域	5	5	12	2	3		27
工業地域			2				2
市街化調整区域	4					2	6
不明等	4	1	7	3	3		18
総 計	35	10	51	9	10	7	122

第2節 その他の苦情・陳情状況

1. 空き地・空き家に関する苦情件数

寝屋川市美しいまちづくり条例に伴う空き地・空き家の苦情は、草木の繁茂によるもの、老朽家屋によるもの、ごみの放置・不法投棄によるもの、防犯上のものなどがあります。市では現場を確認し、所有者等に対し文書通知を行うなどの対応をしています。

平成30年度は、空き地39件、空き家4件の苦情がありました。経年変化は資料編(P.146)に示すとおりです。

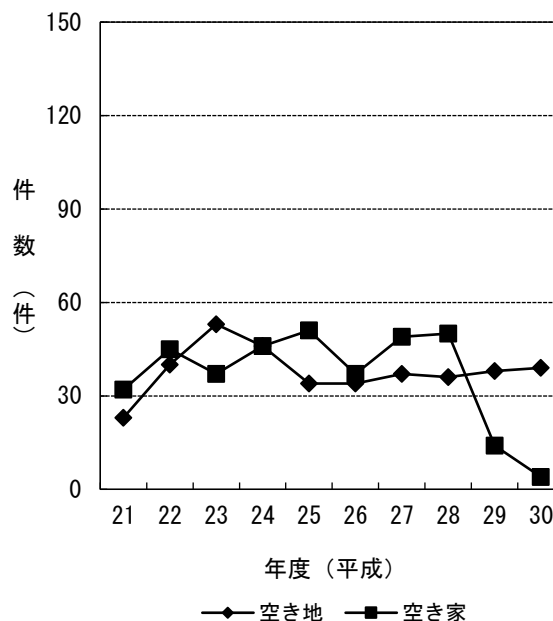


図 9.2.1 空き地・空き家苦情件数の推移

2. 犬に関する苦情・相談件数 (大阪府動物愛護管理センター四條畷支所)

大阪府動物愛護管理センター四條畷支所に寄せられた犬に関する苦情・相談は、迷い犬に関するもの、臭いによるもの、鳴き声によるもの、フンの放置によるもの、放し飼いによるものなどがあります。市では必要に応じて、大阪府動物愛護管理センター四條畷支所と合同で、立入指導を行っています。

平成30年度は、174件の苦情・相談がありました。経年変化は資料編(P.146)に示すとおりです。

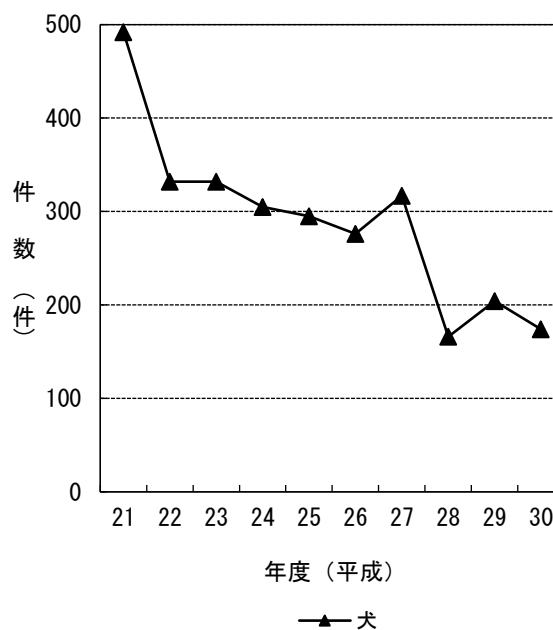


図 9.2.2 犬苦情・相談件数の推移

3. そ族昆虫駆除に関する相談件数（寝屋川保健所）

寝屋川保健所に寄せられたそ族昆虫駆除に関する相談は、ネズミ、蜂、セアカゴケグモ等があり、市民の方々に駆除の方法や対策などを伝えています。

平成 30 年度は、74 件の相談がありました。経年変化は資料編（P. 146）に示すとおりです。

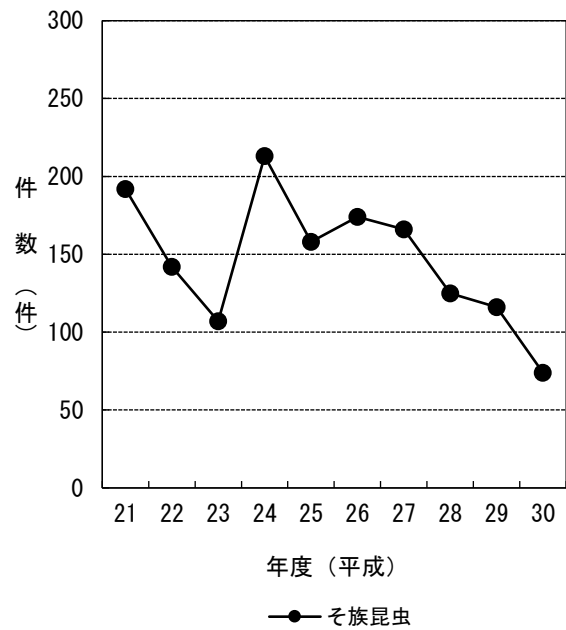


図 9.2.3 そ族昆虫相談件数の推移

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P. 73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 3 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 10 章 環境啓発と学習



◇新寝屋川八景「寝屋のまちなみ」

お伽草子『鉢かづき』では姫の生家が「交野郡（かたののこおり）」と記されていますが、江戸時代の前期頃から「寝屋村」の地名が「長者屋敷」の地として文献に見られるようになります。お伽草子『鉢かづき』ゆかりの地である寝屋地区を「はちかづきの里」とし、市のイメージキャラクターである「はちかづきちゃん」にちなんだ、いわゆる「はちかづき伝承」を守り継承していきます。

第10章 環境啓発と学習

第1節 環境啓発と環境学習

1. 環境美化の推進

寝屋川市では、寝屋川市美しいまちづくり条例を制定し、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たすことを基本にして、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを進めるため、環境美化を推進しています。

表 10.1.1 寝屋川市美しいまちづくり条例の規制内容と罰則等

規制内容	対象場所	勧告、命令違反者に対する罰則など
歩行喫煙の禁止	市内の公共の場所 ※周辺に通行する人がなく、他人に危害をあたえるおそれのない場合は除く	氏名などの公表
空き地の適正管理	市内の空き地	氏名などの公表と5万円以下の過料
ため池の危険防止	市内のため池	
資材・廃材などの適正管理	市内の公共の場所、他人の所有地、自己の資材・廃材置き場	氏名などの公表と5万円以下の過料
飼い犬などペットの放し飼い禁止（警察犬・盲導犬などは除く）	市内の公共の場所、他人の所有地	氏名などの公表
ポイ捨ての禁止		氏名などの公表と2万円以下の過料
ペットのフンの放置禁止		
ビラなどの印刷物の散乱禁止		
落書きの禁止	氏名などの公表と5万円以下の過料	
飲食物等の回収容器の設置	市内の自動販売機設置場所	氏名などの公表

表 10.1.2 平成30年度環境美化等啓発内容

啓発内容	実績
広報紙	特集号(10月1日号)
出前講座	開催回数：1回 参加人数：43人
駅前啓発	ポイ捨て・歩行喫煙禁止啓発（市内4駅） 実施状況：資料編P.147
駅前定点調査	毎月1回（市内4駅周辺）ポイ捨てタバコ本数調査 調査結果：表10.1.3 経年変化：資料編P.147

表 10.1.3 平成 30 年度駅前定点調査結果（ポイ捨てタバコ本数調査）（単位：本）

月	寝屋川市駅	香里園駅	萱島駅	東寝屋川駅	合計
4 月	70	34	44	12	160
5 月	66	36	34	10	146
6 月	58	38	32	8	136
7 月	72	32	62	8	174
8 月	62	40	42	16	160
9 月	64	42	22	12	140
10 月	58	32	28	8	126
11 月	54	36	14	6	110
12 月	52	38	22	10	122
1 月	42	28	32	12	114
2 月	48	42	34	18	142
3 月	36	68	18	32	154
合計	682	466	384	152	1,684

※ 市内 4 駅ごとに、毎月 1 回調査を実施した合計のタバコ本数。

2. 寝屋川市環境フェア

近年、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨等地球規模での環境問題がクローズアップされ、国際的な環境問題への対応が求められています。一方、身近な環境問題として、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の問題等があり、また、自然環境の保護やみどりの回復等、環境保全への対応が求められています。

これらの環境問題は、市民生活や社会のしくみと深い関わりをもっていることから、市民とともに考え、環境にやさしい暮らしの実践を図るとともに、花と緑に対する市民意識の高揚を図る必要があり、環境啓発イベントを開催してきました。

平成 8 年度までは、「環境フェア」として当時の環境保全課が主催し、ごみ減量推進課（現環境総務課）の協力で寝屋川市のグリーンシティで開催していました。平成 9 年度より「環境フェア」に代わり、寝屋川市太秦桜が丘の打上川治水緑地で「寝屋川市エコ・フェスタ」を開催し、公園緑地課（現公園みどり課）「花と緑のフェア」・消費生活センター「消費生活展」との合同開催によりイベント規模を拡大しました。また、平成 10 年度より農業まつりとの同時開催により、イベントの一層の活性化と合理化を図りました。

平成 30 年度は「みどり・水・くらしを考えよう」をテーマに「寝屋川市環境フェア」を寝屋川市立中央小学校で開催しました。また、イベントの開催に当たり、どうしても排出を抑えることのできない二酸化炭素（CO₂）を地元企業の省エネ活動により削減された CO₂ で埋め合わせをすることで、イベントの開催による CO₂ の排出量を実質ゼロとするカーボン・オフセットを実施し、来場者へ CO₂ の排出抑制の啓発を行いました。



3. 美しいまちづくり表彰

前項の寝屋川市環境フェアにおいて、美化・清掃活動、緑化活動、ポイ捨て防止や自然への理解を深める環境啓発活動などを行い、要件に該当する個人または団体（自治会、老人会、子ども会など）に対して、市長より美しいまちづくり表彰を授与する表彰式典を行っています。

平成30年度は、個人53名と12の団体が表彰されました。表彰対象となった活動の例としては、「毎日早朝に公園や散歩道にわたる一帯のごみ拾い、花壇への散水をし、日常的に手入れと管理をしている」や、「毎朝、自主的に自身の勤務先周辺の清掃活動を継続し、美しいまちづくり推進員としても10年以上にわたり積極的に参加を続けている」などがありました。



4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会

昭和 63 年に事業を開始し、寝屋川市は平成元年から参加しています。平成 29 年度からは四條畷市及び寝屋川市で事業を継続しています。

河川や海の汚れの原因は、従来工場からの排水が中心でしたが、工場からの排水は、法律や条例により厳しく規制され、現在では、生活排水が汚れの中心になっています。

水辺環境や河川等の水質を改善するためには、各個人の水質保全に対する認識を深めてもらうことが年々重要になってきています。

この「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」は、山間の溪流の水生生物を観察することにより、本市との水質の違いを確認し、水質保全の重要性の認識を深めてもらうために行っています。平成 30 年度は、平成 30 年 7 月 27 日に四條畷市室池周辺（権現川流域）にて開催しました。

表 10.1.4 市別参加人数

区 分	寝屋川市	四條畷市	合計
人数（人）	8	13	21



5. こどもエコ・クラブ

21 世紀を担う子どもたちが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

環境省では、平成 7 年度から「こどもエコ・クラブ」事業を通じて、子どもたちの地域の中での主体的な環境の学習や実践活動を支援しています。平成 30 年度は、登録団体がありませんでした。登録団体がない現状を踏まえ、次項の出前講座の申込促進をはじめ、小中学校等の授業時間を活用するなどして、子どもを対象とした様々な環境学習に取り組めます。

6. 出前講座

講座を通じて、市民のみなさんが将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していただくために出前講座を開催しています。平成30年度の開催状況は、以下のとおりです。

- (1) 地球の危機 温暖化・・・・・・・・・・2回（48人）
- (2) つくろう！美しいまち・・・・・・・・・・0回（0人）
- (3) ねやがわの生物多様性・・・・・・・・・・0回（0人）

経年変化は資料編（P.148）に示すとおりです。出前講座をお申込みいただいた団体等に他の団体への宣伝をお願いし、さらに開催回数を増やしていければと考えています。

7. 関係団体における主な環境保全の取組

寝屋川市の様々な環境問題に対して、市民と行政で継続的に実施している主な活動事項を紹介します（五十音順）。

（1）大阪府立大学工業高等専門学校 鯨坂研究室

平成30年度は研究室の取組みの一つとして、寝屋川市の環境フェアに参加させて頂き、木工教室を通じて自然の大切さを学ぶ環境教育をテーマとした本箱づくりワークショップ「はこライブラリーをつくろう」を開催しました。現在、研究室ではお気に入りの本を数冊収納でき、いつでもどこでも持ち運ぶことのできるモバイル型の本箱の製作に取り組んでいます。環境フェアでは非常に多くの寝屋川市民の方々、とくに地元小学生の皆さんが参加してくれました。当日は高専のお兄さん・お姉さん（学生たち）が、本箱づくりのサポートや木材に関する説明を行うなど、展示ブースは大盛況でした。これからもモノづくりの楽しさと自然の楽しさを一緒に学べるようなワークショップを行えたらと考えています。

所在地：寝屋川市幸町 26-12 大阪府立大学工業高等専門学校

連絡先：鯨坂研究室 072-820-8586（直通） ajisaka@osaka-pct.ac.jp



写真1 環境フェアの展示ブース

（2）生物多様性センター（大阪府立環境農林水産総合研究所）

寝屋川市木屋元町に施設を構え、府内の生物多様性の保全のため、在来生物の調査・保全、外来生物の影響調査と対策、府民の安心安全を守る取り組み、生物多様性活動支援・技術普及などを行っています。また、市民に参加いただける体験学習を多数開催しています。

所在地：寝屋川市木屋元町 10-4

連絡先：072-833-2770

表 10.1.5 生物多様性センターで開催したイベント

実施日	内容	参加者
平成 30 年 5 月 15 日 (火)	こども体験教室 自然観察会	点野小学校 2 年生 80 名
平成 30 年 10 月 7 日 (日)	生物多様性センター 生きものふれあいイベント	一般 58 名



(3) 寝屋川市自然を学ぶ会

本会は"自然はおもしろい"をテーマに①自然への関心を高め、自然を学ぶ楽しさを広げること、②子どもたちが自然に関わり、学ぶ活動を支援することに取り組んでいます。本年度も市内の身近な自然観察を軸に活動を展開し、ガイドブック第6編「虫をさがそう」を発行し、子ども達の自然体験も幅広く進めました。

○自然観察会

(1) 定例自然観察会

- ①里山(東部丘陵)②春の野草(淀川河川公園)③水生生物(寝屋川・幸町親水公園)
- ④きのこ・樹木・野草(星田園地)⑤どんぐり・樹木(深北緑地)⑥野鳥(打上川治水緑地)
- ⑦樹木・野草(私市植物園)

(2) みんなの掲示板・自然観察会

- ①かたくり(奈良・森野旧薬園)②湿地の生物(敦賀・中池見湿地)
- ③高山植物(伊吹山)④シダ植物(交野・河内森)⑤紅葉(岡山・若杉天然林)
- ⑥野鳥(淀川・枚方地区)

○自然に親しむ環境作り

- ①夏休み子ども自然教室(2回・夏休みの自由研究のヒント・科学工作)
- ②子ども自然シリーズ講座(年5回)
- ③市野外活動センターとの協働(自然観察と環境整備、親子キャンプ等)
- ④市自然資料施設運営への協力(自然体験学習室の日常活動等)

※6月大阪府北部地震のため、2018年11月～2019年3月まで活動休止。

- ⑤自然に関わる機関・団体との連携(自然観察会等の共催、協力)

○自然情報の発信

- ①会報の発行(年4回)
- ②みじかな自然ガイドブックの編集発行(第6編「虫をさがそう」平成30年4月発刊)
- ③展示会「私の自然観察」2019.1.16～22 アルカスホール・ギャラリー

*平成 30 年度の重点目標

- ①自然観察会の充実(観察ポイントの明示・資料のカラー化)
- ②子どもたちの活動への支援の充実(参加者を広げること・プログラムの充実)

*主な活動場所 寝屋川市とその周辺・池の里市民交流センター

(次年度より中央図書館仮図書館内自然体験学習室)

連絡先 ; 本会事務局 渡辺俊之宅 ☎072-833-1432



(4) 寝屋川市商業団体連合会

寝屋川市開催の環境フェアにて商団連ブースを開設して模擬店を開催するなど、環境に配慮しながら地域商業の振興を図っています。また「ねやがわ 30-10 運動」の啓発グッズのコースター(4 万枚)を商団連加盟店舗に配布して、ゴミ減量に取り組んでいます。市民に対しても環境に対する意識の向上に努力しています。量販店部会では、従来より環境保全を目的に「買物袋持参運動」を奨励しています。店内において店頭ポスターや店内放送 BGM において啓発活動を実施しています。平成 30 年度途中の実績では全国平均より大変高い 75% の持参率を誇る店舗も出てきています。

所在地 : 寝屋川市東大和町 2-14

産業振興センター 2 階

連絡先 : 072-829-7018



(5) 寝屋川市消費者協会

水質汚染の防止を図るため、家庭用廃食油の収集や廃油で作った手作りプリン石けんの提供、古着のリフォームなどを行っています。また、講師を招いて環境に関する学習会を開催したり、市内駅前にて環境に優しい石けんの啓発を行ったりし、環境保全に対する市民への啓発に努めています。平成 30 年度の主な活動としては以下のとおりです。

①廃油回収を毎月第四金曜日、13～15 時に寝屋川市立消費生活センターで行っています。

②毎年 4 月に寝屋川市商業団体連合会 量販店部会と懇談を行っており、平成 30 年度もレジ袋の削減、および食品ロスについての取り組みについてをメインに、量販店におけるごみ減量の考え方と成果について懇談を行いました。

③環境月間である 6 月に寝屋川市駅にて約 300 名に粉せっけんを配布し、環境に優しい粉せっけんの普及啓発を行いました。

表 10.1.6 寝屋川市消費者協会の活動内容

・ 廃油回収	・ 駅前啓発
収集場所 寝屋川市立消費生活センター 収集日 第 4 金曜日 収集時間 13:00～15:00 連絡先 072-828-0397 (寝屋川市立消費生活センター)	開催日 平成 30 年 6 月 12 日 開催場所 寝屋川市駅 実施内容 駅前にて、粉せっけんの配布を行い、環境にやさしい粉せっけんの普及・啓発を行いました。



(6) ねや川水辺クラブ

一級河川寝屋川およびその周辺の水辺に関わる、水辺づくり、清掃活動、環境に関する調査、レクリエーション、歴史文化資源の調査などに広く市民とともに取り組み、水辺を活かしたうまいのあるまちづくりに寄与することを目的として活動しています。

平成 30 年度の主な活動は、以下のとおりです。

○水辺の清掃、環境保全・美化活動

平成 30 年 5 月 27 日 クリーンリバー寝屋川作戦・春

平成 30 年 11 月 11 日 クリーンリバー寝屋川作戦・秋

○動植物の観察・調査保全などの自然観察調査・保全活動

太間・点野地区野鳥観察会 寝屋川・古川生物調査など

○水辺に親しみ、遊び、学ぶための活動

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 成美小学校総合学習（生物飼育支援）

平成 30 年 8 月 5 日 淀川まるごと体験会

平成 30 年 11 月 23 日 茨田イチョウまつり

その他、寝屋川源流探索、寝屋川流域ネットワーク懇談会、寝屋川再生ワークショップなど多くの河川の保全の活動を実施しました。

連絡先：〒572-0081

寝屋川市東香里園町 22-13

立川 亨一

電話/FAX 072-932-1596



(7) 水辺に親しむ会

当会は淀川左岸域（主に寝屋川市）の水辺環境やそこに棲む生き物について調査し知識を深め、またそれを広く地域の人々に伝えることで環境保全に寄与することを目的として活動を行っています。その目的を達成するため、年 2 回の会報情報誌発行、HP 上での情報発信を積極的に行っています。

連絡先：会長（新城） Email：bzb05541@nifty.com

web サイト URL <http://mizube.gooside.com/>

表 10.1.7 淀川左岸幹線水路 水生生物調査

実施日	魚種数/尾数	採取できた水生生物
平成 30 年 4 月 8 日	7 種/41 尾	カマツカ・ヨシノボリ類等
平成 30 年 8 月 15 日	10 種/100 尾	カネヒラ・ニゴイ類・カマツカ等
平成 30 年 10 月 21 日	11 種/90 尾	コウライモロコ・オイカワ・ニゴイ類等
平成 31 年 1 月 20 日	2 種/14 尾	オイカワ・コウライモロコ

表 10.1.8 「身近な水辺の水族園」開催

実施日	入館者人数	開催場所
平成 30 年 8 月 18 日	82 名	寝屋川市立池の里市民交流センター



8. 国・府等表彰

国・府等においても、環境に関わる表彰を行っています。市は、各種表彰の要件に該当すると判断した個人や団体を積極的に推薦しています。

(1) 地域環境美化功績者表彰

多年にわたり、地域の環境美化（清掃、植樹など）に関し、特に顕著な功績があった者（または団体）に対し、その功績をたたえるため、毎年6月に環境大臣が表彰するものです。

表 10.1.9 過去の受賞者一覧（地域環境美化貢献者表彰）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 6 月 10 日	地域環境美化貢献者表彰	檜垣 勝美
平成 28 年 6 月 8 日	地域環境美化功績者表彰	平田 彰宏
平成 30 年 6 月 13 日	地域環境美化功績者表彰	寝屋川再生ワークショップ・ ねやがわ水辺クラブ

(2) おおさか環境賞

豊かな環境づくりに向けた行動の輪が広がって行くことを目的に、環境の保全または創造に資する活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、事業者の中から、他の模範となる者に対し、大阪府知事が授与し、表彰するものです。

表 10.1.10 過去の受賞者一覧（おおさか環境賞）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 26 年 9 月 1 日	おおさか環境賞奨励賞	檜垣 勝美
平成 27 年 9 月 14 日	おおさか環境賞準大賞	寝屋川市自然を学ぶ会

(3) 社会貢献者表彰

公益財団法人 社会貢献支援財団が、人びとや社会のためにつくされた方を表彰し、日本財団賞を贈るものです。

表 10.1.11 過去の受賞者一覧 (社会貢献者表彰)

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 11 月 30 日	社会貢献者表彰	平田 彰宏

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 1、2、3 及び 5 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 11 章 地球環境



◇寝屋川せせらぎ公園

「寝屋川の再生を図る」寝屋川再生ワークショップに参加する市民と行政が、計画段階から協働して整備し、平成 17 年 3 月に市民が川面に近づける憩い空間が誕生しました。寝屋川市駅西側広場に隣接した延長 220m、最大幅 28m の親水空間には、デッキ、船着場、遊歩道、沈下橋、自然石を積んだ生き物生息環境などが配置され、橋の上から眺めるだけだった「寝屋川」は、市民と行政の協働、エコロジーの市のシンボルとして生まれ変わりました。

第11章 地球環境

第1節 地球環境問題

今日の環境問題は、依然として発生している公害や、生活排水による水質汚濁や自動車排ガス等の都市・生活型公害だけでなく、人口の増加、社会経済活動の拡大により、温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模にまで広がり、その影響が将来の世代にまで及ぼされるものとなっています。

このため、国は特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年）、環境基本法（平成5年）、環境基本計画の策定（平成6年）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年）等様々な取組を始めました。

寝屋川市でも、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出量の削減と排出抑制のため「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を平成27年に第4期として策定し、また環境政策の基本的な考え方や長期的な目標を示して施策の方向性を明らかにする「寝屋川市環境基本計画」を平成14年2月に策定し、平成23年3月に改定しました。

第2節 地球温暖化防止

1. 地球温暖化に関する最新情報（平成30年12月末現在）

平成27年12月にパリで開催されたCOP（※）21の中で、2020年以降の温室効果ガスの排出削減に向けて世界中のすべての国と地域が参加する初めての枠組み「パリ協定」が採択されました。協定では、①温室効果ガス排出量をできるだけ早期に減少に転じるようにし、今世紀後半には温室効果ガスの排出と森林等による吸収を均衡させ、排出の実質ゼロを達成すること、②世界の気温上昇を産業革命前と比較し2度未満に抑え、さらに1.5度未満に抑えるための取組を推進すること、③これらを達成するため、各国が自主的に温室効果ガス排出削減目標を作成し、国連に提出、5年ごとに更新することなどを義務付けました。

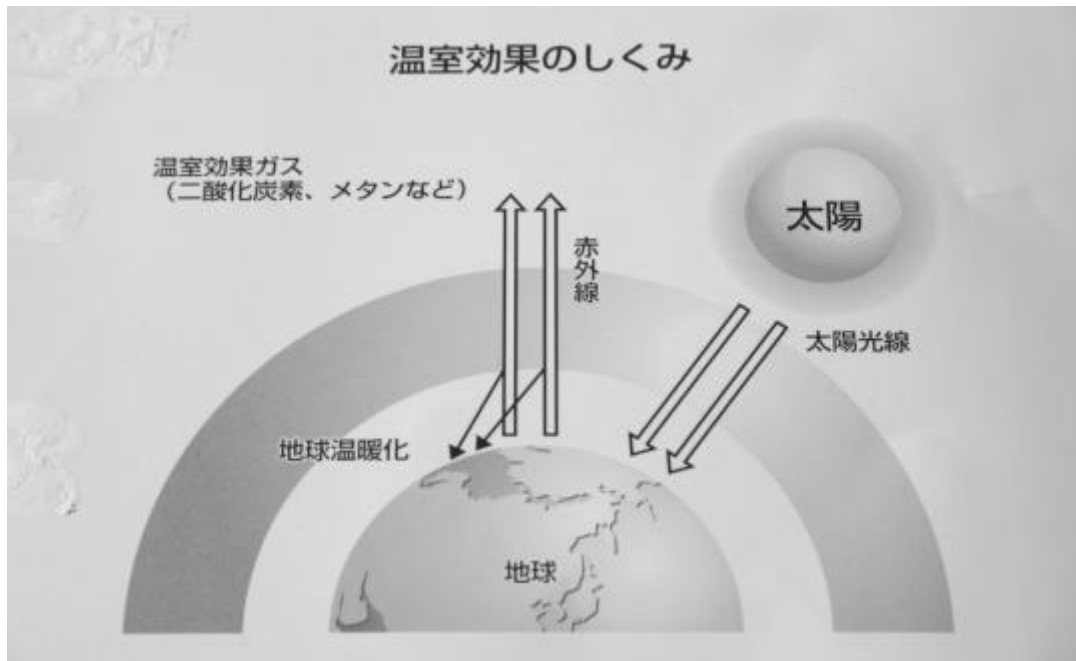
政府は「パリ協定」を踏まえた地球温暖化対策の取組方針として、「地球温暖化対策計画」を策定することとし、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「パリ協定」は「55か国以上が批准し、批准国の温室効果ガス排出量の合計が世界全体の55%以上になる」という条件を満たし、同年11月4日に発効しました。日本は、同年11月8日に「パリ協定」を批准し、世界で103番目の批准となりましたが、モロッコで開催されたCOP22期間中に開かれた「パリ協定」のルール作りを行う「第1回パリ協定締約国会合」の参加期限に間に合わず、議決権のないオブザーバー参加となりました。結果的には、批准していない国も含めてルール作りに参加できるように、同会合は中断となり、「パリ協定」のルール作りは、平成30年のCOP24までに「パリ協定特別作業部会」にて進め、改めて開かれる「第1回パリ協定締約国会合」にて採択することとなり、そして平成30年12月にポーランドで開催されたCOP24では、2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとなる実施指針の合意に至りました。また、国内的には地球温暖化について緩和の取組だけでなく、適応する取組も同時に進めることが重要であることから、平成30年12月1日、気候変動適応法が施行されました。

※ 気候変動枠組条約締約国会議。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とする「国連気候変動枠組条約」に基づき、毎年開催される条約締約国会議。

2. 地球温暖化

大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などの「温室効果ガス」は、太陽光により温まった地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を温めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。このようにして地球は生物の生存に適した微妙な気温に保たれているのです。

しかし、近年の人間活動によって、この温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表面付近の気温が徐々に上昇しています。この現象を「地球温暖化」といいます。



3. 地球温暖化防止対策

平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定が国だけでなく、地方公共団体にも義務づけられ、事業者にも努力を求めることになりました。これを受けて寝屋川市は、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むために平成 13 年 2 月に「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、エアコンの適正温度管理、重油から電気への切り替え、廃プラスチックの分別収集などを促進し、一定の成果をあげています。また、平成 27 年度から新たに「第 4 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」を策定し、なお一層の温暖化対策に取り組んでいます。

平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」には平成 25 年度を基準とし、平成 42 年度の温室効果ガスの排出量を 26%削減する目標が設定されています。これを受けて寝屋川市は、環境省の補助金事業である「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を活用し、国が設定した目標に合わせるため、「第 4 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」の改定を行いました。

また、平成 24 年 9 月に「寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を策定し、地域レベルでの取組を計画的に進め、「市民・事業者・行政」が互いに協力し合い、二酸化炭素の排出量や削減量を「見える化」し、取組の進捗状況の把握に継続的に取り組んでいます。

○ グリーンカーテン事業

寝屋川市では、グリーンカーテン事業を行っています。

緑の植物で庁舎などを覆うことにより直射日光を遮り、室温の上昇を防ぐことで、エアコンの使用頻度を下げることができ、地球温暖化防止のエコ活動の一環として事業を展開しています。

平成20年に市役所本庁舎で試験的にグリーンカーテンを実施し、グリーンカーテンを設置した部屋と未設置の部屋では、2.2℃の差がありました。

翌年度の平成21年度から、毎年5月末頃に市内のコミュニティセンター（6箇所）でゴーヤの苗の配布を行い、市内でのグリーンカーテン普及に向けての取組を行っています。平成30年度は6月に開催しました環境フェアにおいてもゴーヤの苗の配布を実施しました。



○ ドライミスト装置の設置

寝屋川市では、ヒートアイランド対策の一環として、平成26年度から市役所本庁舎及び総合センターで、6月中旬から9月末頃までドライミスト装置の設置を行っています。

水を小さな霧の状態にして噴射し、蒸発する際の熱の吸収を利用して、噴霧エリアの気温をおおよそ2～3℃程度低下させることができます。



★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標2、4及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第3節 オゾン層の破壊

1. オゾン層の破壊

エアコン、洗浄剤等で使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）等は化学的に安定なため、大気中に排出されると地表近くの対流圏ではほとんど分解されず、成層圏まで達し、太陽の紫外線により分解されて生じる塩素原子等によりオゾン層が破壊されます。このため有害な紫外線の地上への到達量が増大し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものです。

南極上空では、毎年南極の春にあたる9月から11月頃にかけて成層圏のオゾンが著しく少なくなる「オゾンホール」と呼ばれる現象が起きており、1998年（平成10年）には過去最大規模のオゾンホールが確認されています。また北半球高緯度地域においても、平成9年の冬から春にかけて、顕著なオゾン量の減少が確認されています。

しかし、平成7年末のCFC等の生産全廃により、南極上空のCFC等の対流圏中濃度の増加率の低下が始まっており、北半球中緯度地域（北海道上空）の対流圏でもCFC濃度の増加がほとんど止まっており、CFC等に由来する対流圏中の塩素等の濃度は平成7年には減少に転じたことが確認されています。平成26年9月の世界気象機関と国連環境計画の報告によると、次項に記載の「モントリオール議定書」が完全に遵守されれば、21世紀中頃にはオゾン全量は1980年レベルに回復すると予測されています。ただ過去に生産されたCFC等が機器のなかに相当量残っており、廃棄される際に回収し、破壊処理することがオゾン層の保護のために必要になります。またCFC等の代替物質であるHFC等は温室効果が大きいことから排出抑制が必要になります。

2. オゾン層の保護対策

オゾン層の保護のために、「ウィーン条約」（1985年）、「モントリオール議定書」（1987年）が締結され、国際的な取組が進められており、日本でも昭和63年にオゾン層保護法が制定され、生産規制、排出抑制、使用の合理化を実施するとともに、環境基本法、国の環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律等でも取組を進めています。モントリオール議定書はその後平成9年までに4回改正され、規制が強められています。

環境省では、毎年9月1日から9月30日の1か月間を「オゾン層保護対策月間」として、地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン対策等に関する啓発活動を集中的に行なっています。

大阪府では、平成6年9月に「大阪府フロン回収検討協議会」を設置して回収モデル事業を実施し、続いて平成8年3月には同協議会を改組して「大阪府フロン対策協議会」を設置、市町村の回収事業を支援しています。

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、平成13年度以降は、冷蔵庫からのフロンを回収していません。

第4節 環境保全の取組

1. 環境基本計画

環境をとりまく情勢は近年大きく変わり、人口の増加、社会経済活動の拡大により、環境が本来持っていた復元力を超えた、資源の採取、化学物質の生産、廃棄物の排出等による環境の汚染が大きな問題になっています。

このため国は、平成5年にそれまでの公害対策基本法に代えて、環境基本法を制定し、環

境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に貢献することにした。また環境の保全に関して、同法第15条で国の環境基本計画の策定、公表を定め、第7条では地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

2. 寝屋川市環境基本計画（改定版）の策定

環境基本法に基づく国の環境基本計画は平成6年12月に策定されており、大阪府も平成8年3月に大阪府環境総合計画を策定し、平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」として改定しています。

平成22年度は、平成12年度に策定された寝屋川市環境基本計画を改定しました。その計画の期間は、改定前と同様に、環境づくりの目標については概ね21世紀の第1四半期（平成37年度）を目標とした長期的目標を継続しますが、その実現のために実施する各種の基本施策については、平成23年度から平成32年度までの10年間を目標としました。なお、社会情勢の変化や上位計画の見直しがある場合、また、技術開発の進展、寝屋川市の人口や産業部門等部門別の比率の大幅な変化等計画推進に大きな影響を与える場合は、必要に応じて計画期間内であっても見直すものとした。

計画の中で、5つの基本目標（①四季を感じ、楽しみ、学ぶ空間づくりに取り組むまち、②公害のない安全な環境づくりを進めるまち、③うるおいのある生活空間を再構築するまち、④循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち、⑤みんなが地球にやさしい行動を実践するまち）及び2つの重点施策（地球温暖化対策・生物多様性の保全）を掲げ、その下で様々な基本施策を展開しています。

平成28年度は計画の中間にあたり、各基本目標・重点施策の中の各施策について中期目標を設定しています。平成28年度が終了した段階で、中期目標の達成状況は図のとおりです。施策の多くは環境部局以外も関わっており、また、P.43～に記載の一般廃棄物処理基本計画における「ごみ排出原単位」等の目標など、他の計画目標と連携している部分があるため、平成32年度の計画期間終了までにより多くの目標を達成できるよう、施策の拡充・見直しや部局間の連携の強化を図ります。

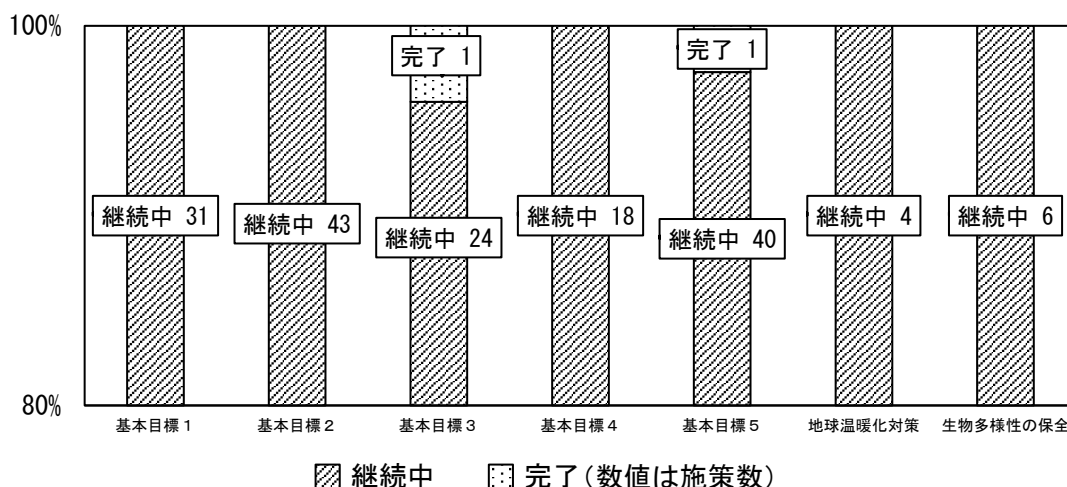


図 11.4.1 寝屋川市環境基本計画（改定版）中期目標達成状況

3. 第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画温室効果ガス排出量調査結果

寝屋川市役所が排出する温室効果ガスについて、平成26年度を基準年として、平成31年度までに温室効果ガス総排出量の6%以上の削減を目標に取り組んでいます。

平成30年度の調査結果は以下のとおりです。経年変化は資料編(P.149)に示すとおりです。

表 11.4.1 市役所の排出する温室効果ガス別排出量比較

年 度	二酸化炭素	メタン	亜酸化窒素	H F C	総排出量
平成26年度	36,555 t	1,405 t	1,032 t	1,573 t	37,590 t
平成27年度	33,584 t	1,695 t	993 t	1,645 t	34,580 t
平成28年度	38,460 t	1,661 t	971 t	3,303 t	39,437 t
平成29年度	35,530 t	1,618 t	954 t	3,289 t	36,489 t
平成30年度	32,577 t	1,636 t	965 t	2,86 t	33,546 t
H30 / H26	89.2%	116.4%	93.5%	181.8%	89.2%

※H F C…ハイドロフルオロカーボン

表 11.4.2 活動区分別比較

年 度	燃料の使用	電気の使用	廃棄物の処理	自動車の使用	その他	総排出量
平成26年度	3,045 t	15,730 t	18,322 t	491 t	1,573 t	37,590 t
平成27年度	2,748 t	13,219 t	18,117 t	494 t	1,645 t	34,580 t
平成28年度	3,198 t	14,066 t	21,691 t	479 t	3,303 t	39,437 t
平成29年度	3,230 t	11,812 t	21,017 t	426 t	3,289 t	36,489 t
平成30年度	3,107 t	8,419 t	21,599 t	418 t	2,86 t	33,546 t
H30 / H26	102%	53.5%	117.9%	85.1%	181.8%	89.2%

表 11.4.3 グリーン購入法に基づく調達率

平成 30 年度 特定調達物品調達実績調査表 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで)					
品目及び 選択基準	種類	総数	グリーン商品 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品以 外 (枚数・個数・台 数)	グリーン商品 調達率
1. コピー用紙「総合 評価値が 80 以上であ ること」	コピー用紙	19,027,588	10,687,293	8,372,620	59.8%
2. 文具類 (単価契約物品) 合計		72,835	67,113	5,722	92.1%
3. 衛生用紙類「古紙 配合率 100%」	トイレト ペーパー	6,996	5,496	1,500	79%
4. 公用車(軽バン) 「国土交通省の「低 排出ガス認定車」と 同等の車」	エコカー	0	0	0	-
5. 制服(冬服)及び 作業服「再生PET 樹脂から得られるポ リエステル 50%以上 (エコマーク認定相当 品)のもの」	制 服 (冬 服)	160	160	0	100%
	制 服 (夏 服)	92	92	0	100%
	作 業 服	219	219	0	100%

4. 寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条により地域温暖化対策についての地方公共団体実行計画の策定が特例市に義務付けられており、「寝屋川市環境基本計画(改定版)」の第 5 章「今後の重点施策」にも盛り込み、平成 24 年 9 月に策定しました。

地域レベルでの取組を計画的に進め、市民・事業者・行政が互いに協力し合い継続的に取り組むことにより、温室効果ガスの削減目標を達成することを目的としています。

市域における温室効果ガス(主に二酸化炭素)排出量については、平成 32 年度までに平成 2 年度比 25%削減を目標としています。各年度の二酸化炭素排出量は図に示すとおりです。平成 23 年度以降電力の二酸化炭素排出係数の増加等により、二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、平成 29 年度は平成 2 年度比で 5.2%増加しました(右側グラフ参照)。

排出係数を平成 2 年度のものを用いた場合(左側グラフ参照)では、平成 29 年度は平成 2 年度比 3.6%の減少にとどまっております、目標達成にはさらなる努力が必要です。詳細な数値は資料編(P.150)に示すとおりです。

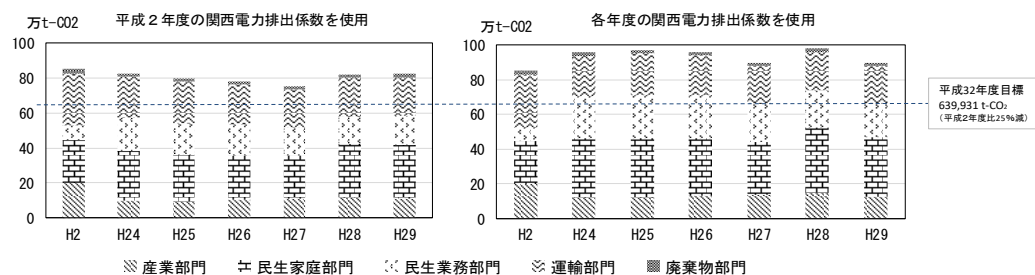


図 11.4.2 市域における二酸化炭素排出量の推移

5. 太陽光発電システム設置補助制度

寝屋川市域における温室効果ガスの削減を推進するため、再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成 25 年度から住宅用太陽光発電システム設置補助制度を、平成 26 年度から地域の公民館等への太陽光発電システムの設置を対象とした自治会集会所用太陽光発電システム設置補助制度を実施しています。

平成 30 年度の補助実績は住宅用と自治会集会所用とを合わせて 88 件で、公称最大出力の合計は 393.1kW でした。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73 に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標 5 の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

第 12 章 生物多様性の保全



◇びわこ号復活プロジェクト

「びわこ号」は、昭和初期に京阪電車天満橋駅と浜大津駅を 72 分で結んでいた直通特急です。昭和 45 年に廃車となり、平成 12 年からは京阪電車寝屋川車両基地で保存されていました。寝屋川市では、平成 23 年度から市のイメージアップの一環として、「びわこ号」を再び走らせようと、寄附金等による復活走行を目指し、様々な取組を進めてきました。プロジェクト開始から 4 年で目標額の寄附金等が集まり、平成 26 年 11 月に寝屋川車両基地内での牽引走行が実現しました。

第12章 生物多様性の保全

第1節 生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性とはすべての生物の間の変異性と定義されており、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

今日の生物多様性の問題は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少や里地里山等の手入れ不足による自然の質の変化や外来種の持ち込み、化学物質の影響による生態系のかく乱などがあげられています。

このため、国は平成7年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定し、平成14年、平成19年、平成22年に見直しを行い、平成24年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。

寝屋川市でも、生物多様性について「寝屋川市環境基本計画（改定版）」において重点施策に掲げ、関係団体と協力しながら、生物多様性の啓発や自然観察会を実施し取組を行っています。



出典：国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）ウェブサイト

第2節 寝屋川市の生物多様性保全の取組

1. 寝屋川市の現状

本市は、昭和30年代からの急速な都市化のため、市域のほとんどが市街化されているため、自然植生が減少し、東部丘陵や一部の社寺林がわずかに残されているのみです。

市内には淀川、寝屋川やその支流等多くの河川が存在しており、淀川には天然記念物であるイタセンパラやアユモドキが生息していました。しかし、現在ではほとんど姿を見ることはできなくなっています。

また、大阪府レッドデータブックでは絶滅種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、大阪府絶滅危惧Ⅰ類に指定されているミズアオイが寝屋川市内の水路で自生しているのが確認されています。

さらに、淀川河川敷で生息が確認されているヌートリアや、ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）等、本来、寝屋川市には生息していなかった特定外来生物や外来生物が見つかるようになってきています。

2. 寝屋川市の取組

市内における自然豊かな環境を、将来にわたって伝えていくために、市内に生息する生物や植物を観察し関心を深め、生物多様性についての正しい理解を深めていただくために自然環境教室を開催しています。過去5年間の開催状況は資料編(P.151)に示すとおりです。市以外にも、第10章(P.62～)に掲載しているように、様々な団体が環境教育に取り組んでいます。



3. 生物多様性の今後の取組

大阪府では、大阪21世紀の新環境総合計画（平成23年3月策定）において2020年度目標として、「生物多様性の府民認知度を70%以上にする」「生物多様性の損失を止める行動を拡大する」を目標に掲げています。

今後、国・府の動向を重視しながら、寝屋川市においても独自の取組を実施することで生物多様性の認知度の増加にもつながると考えています。

- ・ 特定外来生物の法律の啓発
- ・ 外来生物被害予防3原則の周知

この2点を市民に対して出前講座、市ホームページ及び市広報紙での周知を図ります。

生物調査においては、引き続き自然観察会を開催し、生息する生物の観察を行い、統計を市民に公表します。

生物多様性の根本はこどもからの教育が大切ですので、こども向け環境学習の実施に向け、関係団体と連携して実施し、活動についても公表します。

★寝屋川市環境基本計画（改定版）との関連

本節の取組は、P.73に記載の寝屋川市環境基本計画（改定版）において、基本目標1、3及び5の中で取り組むべき施策として位置づけられています。

